

# 福祉文教委員会会議録

令和4年8月9日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 15:09

## 【 案 件 】

1. 児童虐待防止に向けた取り組みについて
2. ICT教育について

---

### ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「児童虐待防止に向けた取り組みについて」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

### ○子育て支援課長

本日は、3児童死亡事例について市に提出されました検証報告書を受けて、関係する部署で庁内連携会議を立ち上げ、協議を行い、提出資料のとおり課題や取組、総括をまとめましたのでご報告させていただきます。

また、飯塚市要保護児童連絡協議会の要綱の改正について、代表者会議を行いましたのでご報告させていただきます。初めに、内部検証につきましてご説明させていただきます。

内部検証のために立ち上げた庁内連携会議は、関係課として、学校教育課、まちづくり推進課、男女共同参画推進課、生活支援課、社会・障がい者福祉課、保育課、子育て支援課で構成し、協議を行ってまいりました。学校教育課は教育委員会を総括する立場として参加し、教育総務課や学校給食課の意見の集約等も行っていました。

内部検証の内容でございますが、まず1ページから7ページは、検証報告書で指摘された課題について項目ごとに振り返りを行い、取組を記載しております。そのいくつかをご説明させていただきます。

まずNo. 1組織体制についてでございますが、検証報告書では、組織的取組を発揮できず、チェック体制も不十分であったと指摘されております。このことにつきまして、子育て支援課でも専門職の職員を配置し、ケースの状況判断や児童相談所などの関係機関とのやり取りを行う必要があったと考えております。また、リアルタイムでの上司の指示がなく、組織的な対応ができていなかったことも反省すべき点であると捉え、体制強化に取り組んでまいりました。この体制強化につきましては、前回の委員会でもご説明させていただきましたが、今年度設置した子ども家庭総合支援拠点に、専門職として社会福祉士を2名採用し、加えて、小児科医師、臨床心理士、弁護士の3人を非常勤特別職として配置いたしました。これによりまして、多様化する児童虐待への対応や支援が必要とされる児童やその家族へ、より専門的な見地からのアドバイスを生かしたサポートを行っていくための体制が整ったのではないかと考えております。

次に3ページのNo. 8DV問題意識の欠如という課題につきましては、警察も関わっており、要保護児童がいる世帯として、子育て支援課は児童相談所と一緒に、支援や対応を行っていたため、DV問題を担当する部署との情報共有を行うという認識が薄くなっていたものと考えております。今後はDVが絡むケースにつきましては、男女共同参画推進課とともに情報共有を行っていくことを確認し合っております。

またNo. 10個別ケース検討会議につきましては、記録や参加者の選定など十分な対応体制がとられていなかったため、学校任せではなく、要対協の会議の一つとして位置づけ、子育て支援課がイニシアチブをとって行っていくこととしております。なおこのことにも関連いたしますが、5ページのNo. 14から16の要対協に関する課題につきましては、次の資料の要綱改正でもご説明いたしますが、会議体制の見直しや構成員の責務の明文化などに取り組ん

でおります。

6ページを御覧ください。関係機関との連携につきましては、生活支援課においても、要対協の支援対象世帯への対応についての基準を作成し、子育て支援課との連携がとれるよう、ケースワーカーへ周知をしております。また、保健センターにつきましては、現在母子保健係が子育て支援課に移管され、拠点会議にも参加するなど、連携を図っているところでございます。

8ページには、検証報告書で指摘を受けた以外の課題について、各課で捉えている課題等を基に、今後の取組等をまとめております。No. 1の子育て支援課の項目で記載しておりますとおり、児童相談所の対応につきましては、以前の福祉文教委員会でも申し上げたところですが、現在は拠点会議の中で、児童相談所の対応や判断に疑問がある場合は、市として協議を行い、それを児童相談所に確認するようにしております。

9ページでは、内部検証総括を記載しております。

今回の事例におきましては、学校においても、子育て支援課においても、関係部署と連携し、適切に対応を行ってまいりました。しかしながら、このような結果を招いたことにつきましては、子育て支援課をはじめ、それぞれの部署で足りないものがあつたと捉え、総括しております。

子育て支援課の総括を御覧ください。①組織体制の整備につきましては、既にご説明したとおり、専門職の配置などの整備を行っております。また、②のリスクアセスメントの評価につきましては、拠点会議で、専門職を含めた複数名で確認を行い、特定の職員の判断に任せないような体制をとっております。③職員の専門性の強化につきましては、専門職の配置にとどまらず、相談員、支援員には研修受講を積極的に進めるとともに、関連機関に対しては、市が研修会を主催し、テーマに応じた研修を進めているところでございます。

そのほか地域との連携につきましても、いくつか課題をいただきましたので、このことにつきましては、子育て支援課が現在、各支部で開催されております自治会長会でお時間をいただき、本市の児童虐待相談等の現状と、虐待が疑われる場合の通告先について、自治会長の皆様にご説明をさせていただき、地域でのご協力をお願いしております。

また7月29日には、飯塚病院のアイキャップが中心となり、筑豊地区要保護児童対策地域協議会自治体間ネットワーク会議が開かれました。普段は電話でのやり取りだけの要対協事務局が顔の見えるところで意見交換を行い、今後の連携強化を図ったところでございます。

最後に10ページですが、子どものいる家庭に対する各課の役割と支援の内容をまとめ、この関係の役割を図にした連携図を作成しております。今後もこの庁内連携会議は継続して定期的に会議を行い、情報共有と連携を図っていくこととしております。

次に、資料2、飯塚市要保護児童連絡協議会要綱の改正についてご説明させていただきます。この要綱改正につきましては、検証報告書の提言を受け、協議会の中で体制再編作業部会を設置し、その中で協議を行い、要綱改正案を作成したものでございます。その後、7月14日に行われた要保護児童連絡協議会代表者会議で審議を行い、代表者会議から承認を受けております。

表紙をめくりまして1ページをお願いいたします。要綱改正の際に、作業部会で留意した点を記載しております。まず検証報告書の提言に沿って、現在の要綱に定めのない個別ケース検討会議について明記し、国の指針に則った代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造とすること、また、各会議の構成員の責務について明記すること。2つ目に、児童福祉法、要保護児童対策地域協議会設置運営指針についてなどの国の指針に基づき作成すること。3つ目に、県内の16市、市外20市1区から人口の規模が飯塚市と同程度で、3層構造について国の指針に基づいて要綱を作成している市を抽出し、その要綱を参考にしながら作業部会の各委員の意見を基に要綱改正を行ったものでございます。

改正後の要綱の内容につきまして、要点部分をご説明させていただきます。まず2ページをお願いいたします。要綱名につきまして、国の指針にも記載されている要保護児童対策地域協議会を採用し、飯塚市要保護児童対策地域協議会設置要綱に変更しております。

続きまして、改正前の要綱では、用語の説明が、その用語の後ろに括弧書きで説明されており、見づらかったということで、第2条で各用語の定義を新規で追加しております。

3ページを御覧ください。第4条組織につきましては、別表で掲げるとしております。こちらにつきましては、従前の関係機関に保育課や男女共同参画推進課などを加えるとともに、そのほか子どもに関連する機関を増やすように考えており、その候補は代表者会議で承認を受けておりますが、実際に候補となった機関との調整が終わっておりませんので、こちらにつきましては、次回の閉会中の福祉文教委員会で報告をしたいと考えております。

4ページ、5ページを御覧ください。国の指針に基づいた3層構造、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造へ変更しており、各会議の責務についても、国の指針に基づき、明文化しております。

6ページをお願いいたします。第10条で、要対協の主な役割の一つでもある関係機関との情報共有と、密接に関係している守秘義務について新たに規定をしております。同条第2項では、構成員以外の者に、協議会への出席を求めた場合につきまして、その出席者についても、協議会に関して知り得た情報については漏らしてはならないとしております。

要綱改正については以上ようになっておりますが、以前、福祉文教委員会において委員の方から、要綱改正には議会の意見も聞いてほしいということで、代表者会議に諮らせていただきたいとお答えしておりましたが、今回代表者会議では、要綱改正については代表者会議がしっかりと審議をしており、その報告のみをしていただきたいという意見をいただきましたので、併せてご報告いたします。今後は、先ほど申し上げましたとおり、関係機関との調整を進め、最終的な要綱改正を行いたいと考えております。

また、それに合わせて、会議開催基準などを盛り込んだマニュアル作成を進めており、これにつきましては、これまでの市の要対協マニュアルは部外秘として公開しておりませんでした。今後は公開していくものとして、代表者会議で承認を受けておりますので、こちらも完成次第、委員会でご報告したいと考えております。

以上で報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

まず、かなりの分量であって大変な作業だったかと思いますが、それでもなお足りないところがあるのかなと思いつつ、そこについてお聞きしたいと思います。

まず、死亡事例検証報告書で指摘された課題に対する今後の取組に関してなんですけれど、情報共有がうまくいってなかったという点がございましたね。そこに対しては情報共有をやっていくというふうな形で書いてあるんだけど、では実際にそれが実効性のあるものになるかどうかというところが一番大切であると思っています。今回3人のお子様が亡くなられたわけなんですけれど、亡くなったというか、殺されたわけですが、欠席が続いていたんだけど、そこについては何らのアラートも出されてなかったということだったかと思っています。この状況を、早期につかむためにはどうしていくのか。欠席が続いている児童に関しては報告をしてというふうな形があるんですけど、その報告の頻度であったりとか、どのぐらいから続いていったらというふうなことを考えると、有効に動いていただけるのかな、どうかなということに関しては、疑問に思うんですが、そのあたり、実際としてはどのような仕組みになりますか。

○子育て支援課長

今回の情報共有につきましては、欠席が続くことに対する認識の違いがあったものと捉えております。情報共有そのものがうまくいっていなかったということでは考えておりません。実際に保育施設との情報は常時取れておりました。また、学校のほうの欠席については、今回学校教育課のほうから虐待対応マニュアルを再度作り直し、教職員への周知徹底を図ったということを伺っております。学校のほうに情報共有の在り方として、ここに限らず保育施設等ともお話をさせていただきましたけれども、日々の子どもたちの出席情報提供等の入力、システムによる共有については、作業が増えることがありますので、保育施設等などでは、現在の電話でのやり取りのほうが素早く、また効率的に行えるという意見をいただきました。

また、学校についても同じようなこととお話されたということを知っておりますので、今後も情報共有ということについては、主に電話になりますけれども、関係機関との情報共有についてはその方向で行っていきたいというふうに考えております。またそのために、子育て支援課では今年5月以降、飯塚市内の全小中学校を回りまして、要対協の支援児童の情報を学校と再度確認をし合い、連絡をいただくことをお願いしてまいりましたし、保育施設につきましては、7月25日に届出保育所を含む全保育所にお声かけをしまして、情報共有の在り方、気になったときの連絡の方法等を合わせたところでマニュアルのほうを作成して説明をさせていただいているところでございます。

○江口委員

電話で連絡をするというんだけど、では要支援児童・要保護児童が欠席だった場合は、必ず子育て支援課に連絡してねという形になるんですか。

○子育て支援課長

日々の欠席ではなく、学校のほうで日数を決めまして、連絡をするということ、徹底するというのを聞いております。保育所等につきましても、1日お休みされたからといって連絡をするということではなく、当然気になるお子様がいらっしゃったら、見守りをお願いしていますので、そういったお子様について報告をいただくということでお願いをしております。

○江口委員

その前提となるのは、要支援児童・要保護児童を学校・保育所・幼稚園等々がこの子はそういった児童だよというのをきちんと把握、児童生徒だよということを把握していることが大切になるわけですが、そういったことの情報共有も含めて、きちんとやられているのかどうか、また日数がたっていると今お話がありましたけれど、日数がたったら遅くなるかもしれないですよ。だからこそ早期の情報共有が必要だよ。そのときに毎回毎回電話で連絡って大変だよ。それで、システム化してはどうかというふうなところで動いておられる自治体が現実にある。そしてそういった自治体に関しては、その情報共有によって、担当課のほうも早期に知ることができるというふうな形なんです。ある意味、兄弟がいて、学校なり保育所とかばらばらであったら、そしてまた担任の先生とかは当然のことながらばらばらなんだけど、それが集まることによって、きちんとアラートが出せるという判断が、これ本当に風邪なんですという話がある、片一方はけがなんですという話がある、何かちょっと行き渋りがあるんですという話があると言ったときに、あら、何でこれが同時期にと、システム化されて、ちょうどこのご家庭、3人も休んでいるよとかいうのがすぐにつかめたんであれば、早期に動ける、こうやって、こういう形で報告があっているんだけど、間違いのないのかなと思いつつながら、家庭訪問に行くとかいうこともできるかと思うんですが、どうです、その日数がたってからの電話で十分なんですか。そしてまた、もう一つ言った、先ほど言った要支援児童・要保護児童であるということについては、関係機関ときちんと、そもそも最初の情報共有ができていのかどうかお聞かせください。

○子育て支援課長

日数がたってからと申し上げましたのは、学校等を1日お休みしたからといって連絡をする

ということではなく、3日間だというふうに聞いておりますけれども、3日間、要対協の支援ケースの児童が休まれた場合には、連絡をいただくということをお話ししています。その要対協の登録ケースについては学校のほうと子どもさんの情報共有は行っております。また、今回の事例、3児童の死亡事例につきましては、上の小学生男児が長期でお休みされているということを市が把握したときにはすぐに保育施設のほうに確認をとっております。そのために、何かが起こったというふうには考えてはおりません。また、保育施設につきましても、見守りをお願いしたいいわゆる支援が必要なお子様については、最初にそのことはお願いをしておりますので、何かあった場合には教えてくださいということで、情報共有をしているものと考えております。また、システムによる情報共有につきましては、こちらのほうも、確かに全国的にそういったシステムを導入してある自治体があることは存じております。また今回調査も行いましたけれども、以前、質問議員がおっしゃってあったキントーンについて、導入している自治体、公表している自治体5か所に調査をさせていただきましたが、外部連携をしているのは5か所のうち2か所のみでございました。その2か所については、要対協のケース管理としてキントーンそのものをシステムとして利用しておりますので、本市とのメリットの捉え方がちょっと異なるのではないかなというふうには感じておりますが、その後、そのほかの自治体のキントーンを取り入れたけれども、外部との連携をされてない自治体等の意見も聞きましたけれども、やはり個人情報ということについて慎重になっておられるのかなという感じがいたしました。実際、このキントーンシステムにつきましては、議員からご紹介があったとおり5年間無料で使えるという利点はございますが、全国的に導入が進んでいないと感じております。このことにつきましては、この要対協のケースの情報の管理というものについては、個人情報というものが、しかも大変重要な個人情報になりますので、それをクラウド上で管理する、また個人情報を渡した先の管理、こちらについてのきちんとした対応が確約できないのであれば、市がそういった個人情報をクラウド上にのせることについての抵抗感が、各自治体にもあるのではないかとこのところ、今回調査して感じたところでございます。

#### ○江口委員

もちろん個人情報なので非常に大切にしないといけないのはそのとおりなんですけど、厚労省においてもシステム上でやることについては問題がないと認めておられる。で、その中で幾つかシステムが動いている。確かに外部団体との情報共有について、慎重になるのは分らないだけじゃなくて、有効かどうかですよ。子どもたちを救うのに必要かどうかだと思うんです。さっき欠席のケースがありましたけれど、例えば3人の子どもたちが3人ともけがをしていたと。けども、それぞれはそれぞれで先生から聞かれたら、いやいやこれこれこうなんだという、ある意味、子どもって親をかばってうそをつくということはよくあるんだけど、そういったお話をされた。そしたらその先生は、ああそうなのかと思ってしまった。それぞれがそうってしまったんだけど、3つの情報が重なると、あ、これは調査すべきではないのかなと、アラートが出せます。また、情報共有の部分、今は学校、保育園の話を見せていただきましたけれど、例えば、要支援児童・要保護児童が病院へ行きましたと。そのときに医師が、この子は気をつけてみるべき対象だと分かっているかどうかで、見方ってがらっと変わると思うんです。そう考えると、ある意味そういったご家庭、ご家庭というかそういった子どもに対してアラートが出せる仕組みがあればというお話を聞いたこともございますが、今回、情報共有をやりますと言っていますけれども、そういった部分は進むのでしょうか、どうなんでしょうか。

#### ○子育て支援課長

質問委員がおっしゃるような兄弟児がいた場合、どなたかがけがをしたという情報があれば、当然その際に、そのほかの学校だったり、所属している機関に子育て支援課のほうで確認を行います。これはむしろ、システムに頼らず直接職員が動くことで、詳細な説明を聞いておりま

す。またシステムを入れたとしても、最終的には、その確認は職員が行いますので、現在、そういう子どもさんを預かる施設のほうにおいても、システム入力よりも直接電話で対応していただいたほうがありがたいという意見をいただきました。また病院につきましては、児童虐待対応拠点病院であります飯塚病院のご意見しかまだ聞いておりませんが、飯塚病院の小児科の先生とお話をさせていただいたときには、システムの連携については、飯塚市とだけつながっても、結局病院としては意味がないのだとおっしゃいました。今後はもっと広域的な情報共有の在り方があるのではないかと、そういったところを、厚労省も進めている情報共有のこともありますけれども、全ての機関が必要な情報を、どの情報をどこが持つのかといったこともきちんと検討していかなければ、システムによる情報共有は図れないものと考えております。現在、電話等で行っている情報共有でございますけれども、これについて、飯塚市で各機関に尋ねたところ、問題があるというふうに考えてあるという所はございませんでした。また、しっかりと直接職員が話をする事で、きちんとした対応をとっていきたいというような形で情報共有を行っていくということで、飯塚市のほうでは現在考えております。

#### ○江口委員

今けが等があったときには、必ず職員がその他の兄弟児のところをチェックするという話だったんだけど、まず、そもそもの最初のけががあったことに関しては必ず報告が上がる形になっているのかどうか、そしてあとそのときに、どのような形で報告をいただくのか、お聞かせいただけますか。

#### ○子育て支援課長

けががあったときに、市役所のほうに連絡をいただく基準といたしましては、不自然なけが、場所とかで、当然転んだときにできるような場所の擦り傷とかがあると思えますけれども、そういったものではないけがだったり、また、けがの回数が小さなけがだけが多い。けがの場所にもよると思うんですけれども、例えば、そうですね、階段から落ちたと言って、目の周りに青たんができるのはちょっとおかしいんじゃないか等あると思うんですけれども、そういった、おかしいんじゃないかということがあれば、とにかくすぐ、一度確認の電話をいただいております。またそのときには必ず写真を撮って送っていただくようにしておりますので、写真で目視もしております。またその後、必要に応じて職員が児童相談所と協議を行い、学校だったり保育施設のほうに、すぐに急行するというような体制をとっているところでございます。

#### ○江口委員

不自然なけががどうかってやつが、見れるかどうかというのがすごく大切だと思うんだけど、結構厳しいのかなと思うんですよね。その点はどうなんでしょう。不自然なけがだけ写真を撮るのではなくて、けがは全部写真撮りますよ、不自然なけがについては即座に情報共有いたしますであつたりとか、けがは全部共有しますとかいうような形であればまだ、これちょっと、不自然じゃないかという判断らしいんだけど、これちょっとおかしいよねというのが、子育て支援課のほうとかで分かったりすることもあるかと思うんですが、不自然なけががどうかというのに関しては、先生方、非常にお忙しい中で、そういった研修も十分受けておられるのかどうか。どうなんでしょう。

#### ○子育て支援課長

質問委員のおっしゃるとおりだと思います。そこで飯塚市では、今月8月25日には、ビームスという医療機関向けの児童虐待の研修プログラムを組んでいる全国的に医療機関に研修を行っている機関があるんですけれども、そちらの先生にお願いをして、医療機関向けではなく、子どもに接する職員、学校だったり保育士を対象とした研修を行っていただくということで、8月25日に開催する予定としております。これによりまして、不自然なけがというものがどういったものなのか、そういったものを先生たちに知っていただく機会にしたいと思ってお声掛けをしているところでございます。また、全てのけがを写真を撮ってというのは、保育所だ

ったり学校にとっては負担にしかありませんので、逆にそういった過剰に対応することで、それに慣れてしまって、これは大丈夫だというようなこともあり得ますので、きちんとした研修を受けて、何が不自然なのか、どういったときに、これはおかしいと感じるのか、そういったことを先生方にもしっかりと感じていただくように、今後は働きかけを飯塚市のほうでしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

#### ○江口委員

ビームスの研修、私も受けたことがあります。研修をやっていただくのは非常に大切なことだと思うんだけど、でも、全教職員、保育所、学校、受けていただけるわけではないですよ。そうすると、どうしても一部の方、ある意味養護教諭の方であったりとか、看護師、保育園、幼稚園だったら看護師の方とか主任の方とかにならざるを得ないと思うんだけど、現場現場で必ずその先生方がそのけがを確認できるかどうか分からないわけじゃないですか。それこそ今、皆さん方、働いている中でも、手元にこうやってスマホとかがあるわけですよ。見つけたら写真を撮っておく。全件撮っておいて、例えば、不自然と思ったらすぐ養護教諭に伝えるんだけど、そうでないのについてはまとめて週ごとに共有するとか、そんなに手間はかからないんじゃないかと思うんですよ。先ほどキントーンの話がありましたけど、キントーンじゃなくて全然いいんです。前も言いましたけどキントーンじゃなくていいんです。有料のプログラムでも何でも構いません。ただそれを早期にやることで救われる命があるはずである。だからこそ検証報告書にもそういった形のシステム化というのが書いてあった。確かに外部機関とつながるのって難しいですよ。一番最初にスタートした南丹市に私がお伺いしたときも、担当者の方がそう言われていました。児童相談所に相談したんだけど、全件同じ形です承とれるかどうか分からないので、ご一緒できないというお話があったと。けれども、それでも少しずつ広げていくことで情報共有が積み重なっていく、ないし、このシステム化によって、より濃い情報共有ができた。だからこれは有効なんだというお話があつてるわけです。私はここについては、早期に整備すべきだと思っておりますので、改めてしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、要対協の要保護児童対策協議会の要綱についてお聞きいたします。先ほどの話の中で、こうやって新しい要綱、条文についてはつくったんだけど、肝腎のどこが入るとということについては報告がなかったわけです。一番大切などこだと思うんですよ。議会としても考えることをお伝えしたいという話を前の委員会でお話をしたら、今代表者会議からは、いやいや要らんこと言うてくれるなど、私たちが決めるので報告だけをさせていただきたいというお話だったように聞こえたんですけれど、どうなのと思いますよ。まず、参加する機関について一覧で出させていただきたいと思いますが、ないし、口頭でも結構なんでご案内いただけますか。

#### ○子育て支援課長

こちらにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、外部の機関ですので、私たちが入っていただきたいという投げかけをしたところで、それを了解していただけるかどうかということがございますので、まずはそちらの機関とのお話をさせていただいた後にご報告をさせていただきますので、次回の福祉文教委員会ではきちんとした機関、どういったところが増えましたということはきちんとご報告いたします。また、代表者会議で議会の意見をという話をさせていただいたときに、こちらについては要綱でございますので、本当に自分たちのつくった要綱が駄目だというふうな判断があるのであれば、そのときにまた改正はできるものであるもので、条例ではありませんので、どんどんいいものをつくっていくためなら改正はいとわないということで、まずは代表者会議の中でどういった機関を増やし、どういったことをやっていこうということをきちんと報告したところで、まず見ていただきたいということをお話しされましたので、そのような形とさせていただきます。

#### ○江口委員

ただ、そうやってやる結果、ずっと遅れるわけでしょう。こうやって決まりましたという報告があった。それに対して、いやいやここ、こういったところが欠けているよねと私どもがお話をしたとする。次の会議って翌年ですか。そうやってずるずる遅くなりませんか。私どもも3人のお子様が悪くなった、殺されたということを含めて、児童虐待ってすごく大切だというふうなところで、調査事件として取り上げているわけです。それぞれの委員の中でこういった機関が参加してくれるといいんだけどなという思いがあるかもしれない。こういった会議体であってほしいという思いがあるかもしれない。だけどそんなことは、まず私たちがやるので、とりあえず私たちに決めさせてください。その後でと言っていたら、ある意味その外の意見がある意味聞かないというところですよ。その姿勢で本当に守れるのかと非常に不安だし、信頼感の醸成とはならないと思うんだけど、部長、副市長、その辺りを考え直すお考えはありませんか。

○福祉部長

今、所管課長も申しましたけども、皆様のご意見を聞かないというような話ではございません。確かにスピード感が必要だと思いますけども、それは皆様にご意見いただければ、その都度、集合体、合議体の中での会議はできないにしろ、内部での打合せもできますし、臨時の代表者会議も招集することは可能でございますので、決して閉鎖的な会議体、合議体で運営しているというようなものには当たらないと思いますので、なるべく皆様のご意見を聞き入れながら、皆さんと、私たちもやはりいいものにしていきたいというのは、同じような考えを持っておりますので、ぜひそのような形で進めていきたいと、そのように考えております。

○江口委員

であれば、それこそ私どもはこういったところにご案内しているとか、決まってないからというんだけど、決まってないけれどこういったところにお声がけする予定なんですというのは、言っても全然構わないと思うんです、正直な話が。ああそうだよね、その上で断られたと言ったら、何で断られたんだろうという、またさらに疑念もあるかもしれないんだけど、いかがですか。

○子育て支援課長

質問委員のおっしゃることも理解できるんですけども、関係機関、こういったところに入っていただきたいというお話をした相手先が、もし、いやいや、うちはちょっとそれは入れないよと、そういった回答をしたとします。そうすると、その機関は周りからどういう目で見られるのでしょうか。そういったことを考えますと、まだ何も話をしていないこの段階で、この委員会の場で、どの機関を考えていますということは、言うべきではないというふうに市では考えております。また、もしよろしければ、今、委員のほうからこういった機関にも声をかけるべきではないかということをおっしゃっていただければ、今後の代表者会議のほうで、こういった意見もございましたと、それがもし委員のおっしゃる機関が同じところであれば、それは何の問題もなく、委員からも言われておりますということをお願いするときには後押しになりますし、そういったことで意見をいただければ、私たちもそのように動いてまいりたいというふうに考えております。

○江口委員

この場で例えば委員だったりとか、こういったことに気をつけてねということをお伝えすれば、十分検討していただけるというふうなことでいいんですかね。

○子育て支援課長

関係機関については検討していきたいと考えております。

○江口委員

何か関係機関についてはと言うと、要綱のほかのところについては言ってくれるなのように聞こえるんだけど。まず関係機関について、さっきも言ったかと思いますが、歯科医師会、

そして児童クラブ、あと、子育て関係のNPOというか団体ですね。虐待に関する団体も含めて地域のボランティア、市立病院、あと、不登校関係の団体であったりとか、そういった部分に関しては、入っていただくべきだと思っています。あと、地域の委員等なんですけれど、特に小児科であったりとか産婦人科であったりとか、精神科に関しては、それぞれの委員として、ぜひ機関参加していただきたいというお話をすべきだと思っています。今、ドクター、医師に関しては、医師会として参加されていますよね。だけど、要保護児童対策地域協議会の中では情報共有できるよというのは法で決まっている。でも、そこに参加しているドクターには情報共有はできるんだけど、そこに勤務している例えばソーシャルワーカーさんがいても、ここには情報共有できないですよ。要対協の委員ではないので。今の仕組みでは。そうすると、そういった特に小児科であったりとか、産婦人科であったりとか、精神科であったりとかは非常に大きな鍵を握る組織だと思っています。それぞれについては、できるだけ機関参加をしていただきたいと思うんです。そういったことをお伝えください。

あと仕組みとして、さっき課長のほうでは、機関についてはという話があったんだけど、仕組みについてもお伝えいただきたいんですが、これ3層構造なんですけれど、だけれども、この3層構造でこれが本当に十分機能的に動くかどうかというのに関しては、私はちょっと疑問に思っている部分があるんです。というのは、代表者会議、現状においてもかなりの人数ですよ。先ほど話の中で保育課であったりとか、男女共同参画推進課であったりとかの話がございました。どんどんどんどん所帯が大きくなってきます。その大きくなった所帯のまま3層でやっても、多過ぎて会議として成り立たないということが十分あるんだと思うんですが、そうすると、医療関係の部会をつくろうであるとか、教育関係の部会をつくろうであるとか、そして、あるいはもう少し少ない人数でお話をしたほうが効率的であろうし、本質的な議論ができるでしょうし、時間の節約にもなると思うんです。あと、私どもは、私どもというか、私と同僚議員のほうで、飯塚市の子どもをみんなで守る条例、当初の案の中では、「地域部会」という仕組みを提唱していました。小学校とか中学校単位とか、そういった形でいいので、もしくは、最初は旧1市4町で合併したということ踏まえて、1市4町の、旧の枠組み5つからスタートでもいいので、それぞれで小さな要対協みたいな形、地域の交番の方、地域の小児科の方、地域の児童クラブの方であったりとかが一緒にその地域の子どもたちのことを考える仕組みがあるべきだと思って、当初の案ではそういった部分を入れておりました。その点についてもお考えいただきたいと思います。そこも含めてお伝えいただけますか。

#### ○子育て支援課長

まず最初に、部会について、代表者会議が大き過ぎるので部会をつくったらというご意見ですけれども、これにつきましては既に代表者会議のほうでも合意をいただいております。本日はちょっと準備が間に合わず、まだ策定が途中だったためにお示しできませんでしたが、今度の要対協のマニュアル、公表すると先ほど説明させていただきましたけれども、こちらのほうには、部会を設置して課題に取り組んでいくというようなところも含めたところで既につくっているところがございます。また地域部会につきましては、それぞれがそういった子どもたちを見守る上で集まるというようなご意見だったかと思っておりますけれども、地域部会については、個別の要保護・要支援のお子さんたちに対する支援については、個別ケース検討会議に必要であれば、民生委員、児童委員や自治会長でありましたり、交番の方でありまして、今のところはそういった方が入ったことはございませんけれども、個別ケース検討会議のほうではそういった方が入っていただいて、その対象のお子さんについて対応していくということはもう既に可能でございます。各地域にその部会のようなものをつくりましても、その地域ごとに子どもさん、要保護の対象の数が大変異なりますので、同じような対応ができるかどうかというところに若干疑問が残りますので、今のところは、拠点の中でそれぞれのケースについて地域の方々と連携をして、情報共有、先ほど申しましたけれども、地域の方々と個別ケース検討

会議等を行った上で、情報を共有しながら対応していきたいということで、地域によってその子どもさんたちをどうするのかというような検討をしていくということについては、今のところ、代表者会議等でお話があったことはございませんが、今後、そういった意見もあったということは今後の改正事項として考えます。

#### ○江口委員

地域部会がなぜ必要かという、ある意味予防対策なんです。要支援・要保護の子どもたちに限らず、そういったところに陥らないようにするためには何をするのか、予防ですよ。特に市町村に求められているのって予防でしょう。そこをどうするのかなんです。そこを地域でどうするのか。それを話し合っていていただく為のベースとして、実際に支えることを考えたら、地域の方々なしでは無理だと思います。例えば子ども食堂もそうでしょ、支えの一つですよ。そういった方々も含めて地域部会があって、どうやってこの地域の子どもたちを支えていこうかという議論がないと、とてもじゃないけど専門職だけでは無理だと。だからこそ、要対協という仕組みを厚労省もつくって、地域で丸ごと何とか支えていこうという話をされていると思いますので、その点も、そういった意味を込めてお伝えください。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○川上委員

間もなく11時2分になるということなんですけども、それまでの間、質問続けていいですね。今日は広島と長崎に原爆が投下されて77年目ということで、人がこのような形で命を奪われていくということが、絶対に許されない、核兵器は使わせない、それから廃絶するということは、児童虐待問題を考える上でも前提問題だと思います。その決意を述べておきたいと思います。

それで、私の問題意識は今日の検証報告、市の検証報告に続く内部検証の結果の報告なんですけど、それから、要対協の要綱の改正の動きの報告があったんですけど、そもそもこの3人の子どもが命を奪われるという事態を、我々は阻止できなかったのかと。どこで、どういう手を打てば、彼らの命を救うことができたのかと、つくづく考えるわけです。自分の議員としての仕事はどうだったかということも考えるわけなんですけど、この点について言えば、このときにこうしていれば必ず救えたはずというところが幾つか私も感じるわけです。皆さん方、このように検証してきて、このときにそれをすればよかったという、必ず救えたというのを感じたことがあると思うけど、誰に聞くかというのがありますが、とりあえず、まず福祉部長にどう感じているかお尋ねします。

#### ○福祉部長

どの時点で動けば救えたかということでございます。この家庭、確かに福岡から転入してきて、そして前妻がまた戻ってくる、そして復縁をする、そしてその中で何度も面前DVがある。そして、面前DVがあり、そして離別した後に、また子どもたちが実の母ではなく、父親のところについていく。非常に複雑な要因が絡み合っていると思います。そして、これを実際そのときに、子どもたちから親を引き離すという措置というのは、非常に難しい問題だったと思います。そう簡単にできたのかといいますと、今同じことがあっても、今度は同じことを繰り返さないということで、できるかもしれませんが、初めだとこれは非常に難しかったと思います。ですから、そういう課題があったときに、臭い、しっかりその鼻の効くという言い方はおかしいですけども、それを感じ取れるときに、早めに子どもたちを親から離して、措置ができれば、こういうことにはなっていないというのは、今になって感じますが、なかなか、正直言いますと、今でも、当時のことを、当時の担当職員たち、児相もそうですけども、その子どもの言動からは、なかなか難しかったのではないかと、やはり私の中でもまだ葛藤という部分というのはまだ残っているというのが正直なところでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 56

再開 11 : 09

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

福祉部長の答弁にもかかわらず、端的に言えば、この3人の命は、毎日救う機会があったと思います。とりわけ内部検証報告の中にもありますけれども、加害者と被害者が同じ空間にいることを避けていけば、そういうことは起こらないわけですから。そもそも2020年の4月、父親と2人の子どもが転入してくる。そして3か月後に、母親が長男を連れて同居する。そして5か月後に破綻して母親が出ていくわけでしょう。この2回のときに、手を打つことができたのではないかと。2020年の12月に、長男が置いて出て行かれてですよ、傷害致死ということになっていますけど、このようなひどい目に遭わせるまで、2か月なんです。この子は母親と別れて2か月後に、下の2人の子とともに、ともにとは時期を同一としてという意味ですけど、命を奪われるわけでしょう。このときに我々が内部検証したのに、このときに、これをすれば、必ず命を救うことができた、それを明らかにしないのでは、内部検証になるのかと。こうする必要があった、これが足りなかった、これで内部検証なんですか。そして責任も明らかにされていない。だから、内部検証の仕方が、視点が違うのではないのかと。何か携わった者として、私の今の問題提起に答えることがありますか。

○子育て支援課長

検証報告書のほうにも、各関係機関はそれなりの対応、必要な対応は行ってきたが、こういうことになってしまったというふうな書き方があったかと思いますが、この検証の目的は、誰かに責任を、責任の所在を明らかにするために行った内部検証ではなく、今後こういったことが二度と起こらないために、市としてどういう形をとっていくかということを検証するために行ったものというふうに捉えております。

○川上委員

今の答弁だと、本当にそういう検証だったんですか。もう子ども3人が亡くなったことは仕方がないと、責任を明らかにしないという答弁なんですね。今後起こらないようにするために頑張りますというような答弁ですよ。責任を明らかにして、私はここで処罰するとか、そんなことを言っているわけではないですよ。責任がどこにあるのか、どの職責にあるのかまで明らかにしていかなければ、こういう体制をつくれば、再発防止だとか、有効に機能するとかいうようなことが議論できないでしょう。だからこれは、掘り下げが全然足りないし、そもそも視点がそこかという気がするけど。例えば、加害者と被害者、同じ空間にいるようにしないことができるわけでしょう、法律によっても。ところが、法によってその権限があり、仕事をするべきところがしなかったわけでしょう、福岡県が。それに対して、市町村はしっかりした意見を述べることはできたはずですよ。担当の人が、それでいいんでしょうかと言ったということも聞いてはおりますけど、例えば福祉事務所長名で、あるいは飯塚市長名で、文書で要望する、ないし、質問する、回答を求めるといったようなことができなかったのか。できますよ。なぜしなかったのかと、それは職責が問われてきますよね。12月の段階でもね、福岡県の責任は大きいですよ。どういう状況だったかよく分かりにくいけども、母親は、それまでは、この長男の庇護というか保護というか、役割を果たしていたのかもしれない。いなくなるわけですから。だから、この段階においても、漫然と時を過ごしたのはなぜなのかと。そこで、子どもの権利条約がありますよね。これは、子育てに関わる、教育に関わる分野の職員は、研修を受けたり、身につける努力はどのように本市ではされていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:17

再開 11:18

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

子どもの権利人権に関する職員に対する研修につきましては、人事課が行っております全職員研修の中に、子どもに関する人権ということで、項目としてはございますけれども、全職員を対象に子どもの権利条約の研修をしたことがあるかということについては、なかったかと思えます。

○川上委員

学校現場ではどうですか。

○学校教育課長

学校現場では道徳であったりとか、特別活動、人権教育の中で、子どもの権利条約を取り上げて学習することはございます。全校やっているかどうかは、ちょっとまだ把握はしていません。すみません。

○川上委員

大人には子どもを虐待してはならないと言います。子どもと一緒に未来を切り開こうと言います。子どもには生きる権利があり、幸福を追求する権利がありますということをお教えしなければならないということでしょう。子どもの権利条約の主要なテーマ、どういうことになっていきますか。

○学校教育課長

4つの原則がございます。1点目が、生命生存及び発達に関する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止、この4点が4つの原則になっております。

○川上委員

このことが、どこまで子育てと教育に関わる職員が身につけているか分からないという状況が今明らかになったと思えますけど、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利というのがあります。参加する権利があるんですよ。そして、虐待については第19条で明文であれしてるわけですけど、実は、子どもの権利条約に日本が批准したのは平成6年でしょう。初めて虐待の問題などについて、日本が、日本社会が目覚めたというわけではないんです。児童憲章があるじゃないですか。この中で、児童は虐待を受けてはならないと明確に書いていますよ。だからもう半世紀にわたって、それ以上にわたって、1955年でしょう、わたって、この子どもを虐待してはならない、ましてや殺してはならないというのは当たり前。これはよく分からないところもあるんですけど、戦前は、子どもは徹底的に虐待されて、最後は天皇の軍隊の兵隊として殺されていく。人を殺せと、痛苦の教訓の中から出てきているわけではないんですか。今日はこどもの日ですよ。だから、多年の努力があるにもかかわらず、こういうことは起こっているわけですよ。だから、内部検証するのに、起こったことは仕方ないと。止められませんでした。個人の責任を明らかにするものではないとか、今後の再発防止のためですとかいうような検証では、我々、この児童虐待防止を語る資格があるのかというふうになるわけですよ。そこで、もう少し聞きますけど、例えばですけど、近年について言えば、子ども家庭総合支援拠点が国から提起されました。それはいつですか。

○子育て支援課長

平成28年の児童福祉法改正により、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行うために、市区町村は子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならないということが規定されました。その後、市町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱により示されましたけれども、国は児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて、2022年、令和4年までに全市区町村に設置す

ることという方針を出しております。

○川上委員

これは、2016年、平成28年に児童福祉法改正があって、通知が来たでしょう。翌年、2017年3月31日付で通知があるでしょう。県知事宛て、厚生労働省文書だけど、市町村まで周知方お願いしますということになっていますよ。それではどうなっていますか。分かりますか。

○子育て支援課長

おっしゃられる通知につきましては、平成29年3月31日に、厚生労働省雇用均等児童家庭局長からの、都道府県知事宛ての文書として届いておりますけれども、そちらのほうでは、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化されましたので、その子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないというふうに書かれております。

○川上委員

この通知を受けて、この通知を受け取ったのはですね、賭けマージャン事件で、出直し選挙したでしょう、市長選挙。そして当選したばかりの片峯市長なんですよ。この彼がこの児童虐待問題を審査する委員会に一度も出てこない。指摘しても出てこないわけだけど、この子ども家庭総合支援拠点について、飯塚市長はどういう判断をしたんですか。速やかに今年度補正を出してでも設置しようとか、あるいは5年かけて設置しようとか、どういう判断をしたんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:29

再開 11:30

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申し訳ございません。その通知が来た後でございますけれども、子育て支援課のほうで検討を始めております。実際の記録として残っている部分が、平成30年度に情報収集を行うという形で始めております。その後、令和元年度に、県内の設置状況調査等を行い、令和2年度に子育て支援政策課ができて、改めてその組織の在り方について検討を行うような形となり、今年度の設置となったものでございますけれども、これについて市長から特段の指示があったということは記録にございません。

○川上委員

市長のイニシアチブは発揮されなかった。この児童虐待問題、子育て支援の問題について。私はこの子ども家庭総合支援拠点が万能であってというのはもちろん考えていませんけれども、少なくともこのときに市長がイニシアチブを發揮して、どんなに遅くても翌年度からこれを設置することできなかったのかと。そこを市長はどう自分で考えているのか、今聞きたいわけですよ。それで実はこの時期はどういう時期かという、2018年12月議会に向けてというか、飯塚市の子どもをみんなで守る条例を、議員提出議案で審査していつている過程なんですね。直接的なんです。子ども子育て全般ではなくて、福祉文教でもやっているはずですよ。もちろんこの条例の中には入ってないですよ、子ども家庭総合支援拠点を設置するとかいうのは書いてないです。これも確かに問題がある、弱点ある条例だったけど、そのことを今日はいろいろ言っているわけではない。執行部が真剣にこの問題を考える契機はこのときあったはずなんです。にもかかわらず、つくらない。研究を継続しているということなんですよ、

調査研究を。これをどう思いますか。

○福祉部長

質問委員言われますように、確かに時間がたったことに対しては反省する材料であると思っております。しかしながら、他の自治体は、この拠点というものを、看板の掛け替えだけで、中身はそのままというような自治体も、当時は多数見受けられました。そういうこともありますので、うちはしっかりした組織体制を構築しながら、その拠点をつくろうということで、多少時間がかかった部分がございます。それにしましても、確かに、一刻も早くつくるべきであったというふうには反省しておりますが、そういう事情もありまして、構築までに時間がかかったというような状況でございます。

○川上委員

久世副市長、飯塚市役所では5年というのは多少の時間なんですか。こういうような、異常よね。あなたの言うその多少の時間の間に、この3人が命を奪われていくんですよ。何か反省とかいうのがないのかね、飯塚市役所。自分のことを棚に上げて言っているわけではないですよ。議会の責任は大きいんですよ。それを覚悟の上でしているから、この質問はできると思うけど。ほかの自治体が何の関係があるんですか。市の、国が言っているような、県が言っているような、検討委員会ではない、飯塚市独自の外部検証なのか内部検証か分からんような検証をやったけど、中身そのものが大事ではないですか。大事ですよ。それに基づいて内部検証と、後先逆だけどやっていますと。出てきたらこれですよ。そして文面も心配なことがいっぱいある。だけど、部長職の答弁、課長職の答弁が、これでは、やっぱりやりきれないですよ。

ちょっと、流れがあるので、聞くけど、児童虐待防止庁内連携図と書いてあるではないですか。この中で、この絵を見ていると、どこが中心かちょっとよく分からないんだけど、流れを文面で追っていけば、子育て支援課が中核ですよというのはよく分かる。意欲も見て取れるところがあるけれども、この中で、子ども家庭相談係、米印つきで子ども家庭総合支援拠点とあるではないですか。これはどういう位置づけになるんですか、役割は。

○子育て支援課長

子ども家庭相談係と言いますのは、市役所で言うところの係名でございます。その中に子ども家庭総合支援拠点が設置されておりまして、下のほうに書いてありますような、家庭児童相談、児童虐待対応、要保護児童地域対策協議会などの業務を行っているということでございます。子ども家庭相談係におきましては、それ以外においても、その他の仕事もしておりますので、拠点を含めたところで係というふうな形になっております。

○川上委員

子どもを守って、大人も守っていくためには、行政というスタンスからいえば、様々なネットワークが要るけど、ネットワークの結び目がいるでしょう。その中で最も重要な結び目が、この子ども家庭総合支援拠点ではないかと思うんだけど、そういう認識は間違いではないですか。

○子育て支援課長

間違いございません。

○川上委員

これが2018年に設置されていたら、そこに私は議員としての自分の責任を感じるわけですよ。それから、今は改正児童福祉法との関係で、市の受け止めと市長の仕事はどうだったのかということ聞いたんだけど、今の問題で言えば、コロナ禍ですけれども、ちょうど父親と子ども2人が飯塚に転入して来た4月、改正児童虐待防止法施行になっていきますよね。そのときですよ。この改正児童虐待防止法は、いろんな改正ポイントがあるけど、体罰を許さないという、体罰禁止でしょう。体罰の名による虐待は許しませんよと。だからもう体罰そのものは駄目なんですと、はっきりしましょうということなんです。これは、本市では、飯塚市では

研修、職員が身につけるといふ点では、どういふ努力がされていますか。

○子育て支援課長

全職員に対しまして、このしつけに際して体罰を加えてはならないといふようなことを、研修等でお伝えするといふことはございませんけれども、市のホームページのほうにも、体罰によらない子育てのためにといふことの記事を挙げているところでございます。また、当然、子育て支援課の職員につきましては、特段の研修・講習とはいたしておりませんが、常日頃から改正について、しつけに関し、しつけといふ暴力はないんですよといふのは、支援しております家庭のお父さんやお母さんに向かって言っていることですので、当然、これはしっかりと認識した上で、業務を行っているところでございます。

○川上委員

当然のことなのに、なぜ法改正をするんですか。そういう疑問が湧きませんか。教育委員会、学校では、この体罰の問題について、市長部局のほうはそういうことらしいけど、教育委員会はどんなふうですか。

○学校教育課長

教育委員会のほうでは、各管理職、それから生徒指導担当等には、県の研修等もございまして、生徒指導研修の担当の研修会等もございまして。そちらのほうで体罰に関する研修を行っております。各職員に対しては、年間の指導計画の中に、教育指導計画の中に、一般研修といふのがございまして、その一般研修の中で、夏季休業中であつたりとかに、体罰について、家庭での虐待についてといふ研修を行うようにしております。

○川上委員

今のは改正児童虐待防止法に関連した質問なんですけど、そのことについての研修があり、勉強しているといふ意味ですか。

○学校教育課長

体罰の防止であつたりとか、家庭での虐待に関する研修については、改正が行われる前から、学校のほうでは問題になる重要な案件でございまして、そちらについては改正前、改正後も研修のほうは、随時行っているような形でございまして。特に改正されたときは、家庭でのしつけ等が、しつけといふ名目で行われているといふところを強調されての研修といふのも、私も現場のほうで受けた経験もありますし、現在もその視点で研修のほうは行っております。

○川上委員

これから監護すべき立場の者による虐待の問題と、学校現場による、教師その他からの体罰・虐待の問題とをお尋ねしますが、民法第822条を削除しようといふ法務大臣の諮問機関の提起があつて、国民的な議論を求めるといふことで、その法は通常国会に出されずに、臨時国会に回ったんですかね。これは、この間の市の検証委員会の検証時期とも重なる時期があるわけですね。そして内部検証が始まった時期と完全に重なるんですけど、このことについては検討したことがありますか。内部検証の過程の中で。

○子育て支援課長

この父親からの暴力については、私たちはしつけによる体罰といふふうには聞いておりませんので、今後、裁判等でまた詳しく話はあるのかもしれませんが、質問委員がおっしゃる懲戒権のことだと思いますけれども、今回の内部検証の中で、そのことについて話があつたことはございませんでした。

○川上委員

懲戒の形態について検討したことはないですか、皆さんのところで。民法が念頭に置いているといふのはおかしいけど、懲戒はこういうのが懲戒ですと。しかも看護者はそれができると言っているわけでしょう、現状。その形態については、調べたことがありますか。

○子育て支援課長

懲戒のためには、叱る、殴る、ひねる、縛る、押し入れに入れる、蔵に入れる、禁食せしめるなど適宜の手段を用いてよいであろうというようなことが、懲戒ということと捉えております。

○川上委員

それは、今ぽっと出てきたけど、この内部検証の中で、情報というか、知識の共有とか、それ自身の討議とかいうのはなかったんですか。

○子育て支援課長

懲戒権そのものについてのお話はございませんでした。

○川上委員

それは残念ですね。禁食とは何ですか。

○子育て支援課長

食事を与えないことです。

○川上委員

この民法の懲戒権の問題について、学校現場では虐待と結びついた現象が、子どもたちの体と心に起こっていないかということで観察し、そういう事態が起こったときは、しかるべきところに報告するようになっていきますよね。親が懲戒を加えているというふうに言ったときに、学校現場ではどういうふうに対応することになっているんですか。俺の子だと、自分がしつけているんですと、先生もう口を挟まんでくださいと言ったことがあった場合は、どうなるんですか。

○学校教育課長

学校では懲戒、親による虐待、懲戒、体罰等が分かった場合は、まずその観察を行います。子どもにももちろん聞き取りを行います。親には、もうこういうことがあれば、必ず児童相談所等に通告しないとイケないようになっていきますので、通告しますということを、親に言います。事実が確認でき、しっかり確認できなくても、子どもにあざがあったりとか、不自然な傷等がある場合は、そういうふうの確認をして、通告をするようになっております。保護者のほうから、それを拒まれた場合でも、いや通告するような義務がありますのでということで対応しております。

○川上委員

随分違うわけですよ、この問題の。そしたら重ねて聞きますけど、学校現場、子どもを守る立場にある者、教師を含めて、が、懲戒をすることができるんですか。学校教育法第11条について、どういう解釈になっているのかをちょっとお尋ねします。

○学校教育課長

学校教育法第11条のほうには、体罰ですね、通常体罰と判断されると考えられる行為として、学校のほうもその具体的な事例がないとなかなか分かりませんので、文部科学省のほうから、体罰として通常考えられるものとして、判断されるものとして、身体に対する侵害を内容とするもの、被罰者に肉体的苦痛を与えるようなものということを体罰で挙げております。それ以外に認められる懲戒というものも挙げております。認められる懲戒というのは、ただし肉体的な苦痛は伴ってイケません。この中には、放課後教室に残すとか、授業中教室内に立たせる。それから学習課題や清掃活動を課す。立ち歩きの多い児童生徒を叱って席に着かせる。こういったものは認められる懲戒として挙げられております。ただ教室に立たせる場合は長時間というのはよくない、肉体的苦痛を伴いますので、それはイケないというふうになっております。

○川上委員

第11条は、校長及び教員はとなっている。教育上必要があると認めるときは、誰が何でしょうかね、自分が決めるんでしょうね、必要があると認めるんでしょうね、自分が。自分が思

いのままにという意味です、これは。教育上、思いのままに、監督庁の定めるところによりというのがある。学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができるとなっている。そして、ただし体罰を加えることができないと。体罰なんですかということなんでしょう、今おっしゃったように。肉体的苦痛は駄目ですよ、精神的苦痛はどうなんですか。今後、ガイドラインで示すとか言われたことがあるんだけど、懲戒と体罰の境界は曖昧ですよ。現実的にはね、子どもが教室を歩いています。後ろから突き飛ばして、倒れたところを足で踏む。鼓膜が破れるまでたたく。言い訳は、ほっぺたをたたくつもりだったけど、耳に当たったので鼓膜が破れましたと。ほっぺたをたたくのは体罰ではないということになる例があるわけですよ。こう考えてくると、児童虐待を許さないと、ずっと言っているんですよ。現実には子どもが殺される、命を奪われるという現実が起こったときに、我々は大丈夫なのかという自己点検がない。こうすれば、このときに自分がこうすれば、この子たちは未来を奪われることはなかったというような内部検証報告がないわけですよ。そして、世の中が、大きな、世界中で、あるいは日本でもいいけど、大きく子どもを大事にしていこうという流れがあることについて知らない。日本の法律そのものが、子どもの権利条約と異質のものもあるという、そういう日本の遅れた子どもの権利条約、子どもを守るといって、世界の水準から非常に遅れた状況の中で、我々が、社会的にも、政治的にも、行政的にも、これは意識の中に入っていきますよね。こういうのを捉えて、仕事をしていくためには、相当勉強していかないといけないと思うんだけど、より根本的には、我々が多大な犠牲の上に獲得した日本国憲法第13条、個人の尊重と幸福の追求を、子どもは別ですよと、18歳以上になったら、20歳以上になったら、憲法第13条が自分の権利になっていくんですよみたいなことではおかしい。もっと豊かに、多面的な視点で、3児童死亡事例の件については深めていかなければ、我々はずっと苦しみますよ。ずっと苦しみ続けられないいけないのだと思う。そこで、幾つか具体的な内容をお尋ねしたいと思うんだけど、委員長どうでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:57

再開 13:00

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申し訳ございません。午前中に川上委員のほうから、職員の研修についてのご質問がございましたけれども、市役所全体の職員の研修の状況で、私のほうでお答えさせていただきましたけれども、子育て支援課に所属しております児童虐待を対応している職員については、当然ながら、子どもの権利条約等の研修等も受けて、しっかりと児童福祉法の改正等の社会的な情勢等もしっかりと勉強した上で、子どもの対応には当たっておりますので、付け加えさせていただきます。

○川上委員

それは重要なことですが、同時に、先ほど指摘したように、体罰とか、懲戒に関わる民法の改正の動きとかね、そうした国の法改正には、国民世論の反映があるわけですから、そうした動きにも、しっかり目を向けて、身につけておく必要があるだろうというふうに思います。

そこで、資料1の内部検証については、4つの柱があって、市は検証報告書の指摘・課題と、それから2点目は、それ以外の再発防止及び今後の課題と、3点目が内部検証総括、4点目が子どもの家庭支援に関わる主管課の役割と支援内容と、網羅的なところがあるんですけど、2番の検証報告書が指摘した以外について検討を加えているというのは、当然と言えば当然なんだけど、ここに膨らみを持たせていく必要があるのではないかというふうに思うわけですね。それにしても、今度のこの内部検証について、どう受け止めるかについては、先ほど福祉部長

にはお尋ねしましたので、教育長にちょっとお尋ねしたいと思います。これをどういうふうに受け止めているのか、市民にどういうふうに説明するのか、答弁を求めます。

○武井教育長

今質問委員のほうで、今日、子育て支援課のほうで、この委員会にご提出をして説明をいたしました検証委員会が出た課題、それからそれ以外に関係各課で抽出した課題、そして、それぞれの課が内部検証して重点的に取り組むという内容をご説明申し上げたわけでございます。そういう意味では、一定程度、網羅的な内容が、ご説明ができたのではないかなということで、今後、今日申し上げた内容について、しっかり教育委員会としても関係する課で取り組んでまいりたいと思っております。ただ、様々、いろいろな観点からですね、またご指摘もあろうかと思っております。

○川上委員

この内部検証の資料1を読み込んでいくとですね、学校及び教育委員会の対応の問題については、これを読む限りでは、よく分からないところが多いんですよ。何々によってそれが生じたというのが分からないところが散見されます。したがって、その打開のための、こうしたいとかいうのはですね、非常に抽象的に終わっているところがあるんですよ。現場ではもっと突っ込んだね、これこれだからこういったことが起こってしまったと。それは責任関係をどうするかということもあるんだけど、それで再発防止というのであれば、そこを深めないで、抽象的な議論に陥って、先ほど言いましたように、民法がまだそういう状況だし、それから学校教育法の第11条がそういう状況ですから、子ども権利条約、しっかりと身につけていくような取組を、学校現場の大人と子どもがやっていっても、法律の中で、ちょっと乱暴ですけど、つねったり、引っ張ったり、少々叩いてもいいよみたいなふうに受け止められる学校教育法があるわけですから、民法だってそうなっているわけでしょう。そうなっているというか、懲戒権の規定があって、だからこのところを深く捉えていかないと、世界の中で何番目かというのは分かりませんが、この子どもを守るという点についてはですね、非常に、何ていうか、水準がよくない位置にあるのではないかと思います。そこで、このことについては、次回以降もう少し詳しく聞いていきたいと思うんですけど。

それにしても、この内部検証のレポートですけれども、どういう努力をしてきたのかというのがあろうと思うんですけど、この間に市民の意見、市民は相当、私もそうですけど、衝撃を受けたわけですね。この問題に接近していく視点が幾つも提起されていると思うんですけど、そういう意味で、市民の意見はどういった点で反映されているのか、お尋ねしたいと思います。

○子育て支援課長

今回の事例に際しましては、この家庭が住んでおられました公営住宅のほうの自治会長様のほうが、この家族の方とは懇意にされてあったということを知りまして、その自治会長の方と直接私、お話をさせていただきました。その中でやはり、自治会長の方がおっしゃるのは、子育て支援課というものがどういったことをしているのか、自分は知らなかったというふうに言われました。そういったことを含めまして、今回、この内部検証を行うに当たりですね、冒頭の説明でも申し上げましたけれども、地域との情報の連携、そういったもの、見守り等の重要性というものをすごく感じておりますので、今現在、自治会長会のほうにお願いをしながら、こういったケースがあった場合、ぜひそういった情報を市と共有してほしいということをお願いをしているような形でございます。それをこの検証のほうに生かしているのではないかとこのように考えております。

○川上委員

市民と言っても幅の広いことなんですけど、教育委員会のほうになるのかもしれないですけど、保護者、子どもの親ないし監護する立場の人たちの声とかは、どのように聞いているのか。そしてこれは内部検証に、その声を受け止めた内部検証がここでできたとか、これはできなかった

たとかいうところをお尋ねします。

○学校教育課長

保護者の声ということですが、地域に心配がある要保護等の児童がおられますので、その家庭の近くに住んでいる保護者からは、今回の事案があった件と関連づけて、やはりこの家庭は大丈夫かというような声はしっかり聞いております。通報等も、虐待等の通報、そのおそれがあるような通報等は、学校のほうにもすぐ連絡いただけるようになっておりますし、非常にその辺りは、各地域、ご家庭のほうもアンテナを高くして対応してくださっているのではないかなというふうに思っております。実際に昨年度そういった声は、学校のほうにも問合せ等もあったりしておりますので、そういったところは、この検証の中には反映しているというふうに考えております。

○川上委員

抽象的でよく分かりません。それで、もっと地域で子どもを守っていくということなので、行政の各機関が、市民の意見を積極的に聞いて、事項検証、内部検証に生かしていくというのがいるのではないかと思うんですよ。それから、市民の代表がそこにいるということになるわけですけど、いるだけではありませんけど、議会の意見、あるいは指摘について、特にこうした点を、もともと自分たちも考えておったけど、議会から指摘を受けたり、意見を述べられたりして、特に内部検証に生かして、成果はここにあるとかいうようなのがありますか。

○子育て支援課長

今回の検証をしていく中で、午前中の質疑でもございましたけれども、関係課との情報共有の在り方、連携の取り方等は、庁内の会議を持ちまして、今後もこの会議は続けていこうということで、連携を図っていきたいというふうに考えております。また、議会の意見として、就学援助や給食費の滞納問題のほうを以前言われておりますけれども、これに関しても、担当課がきちんと今後の取組等を検討しておりますので、議会の意見も一定程度、反映できているのではないかというふうに考えております。

○川上委員

どういったところがあるか分かりませんが、例えば警察とか、あと関係機関の国の機関、あるいは県の機関の意見の反映というのはありますか。

○子育て支援課長

国や県からの意見をいただいて検証に生かしたというところはございませんけれども、逆に市のほうから児童相談所や警察に対して情報連携をもっと密に行いたいということでお話をする等の成果は出していると考えております。

○川上委員

それで今日、福祉文教委員会への報告があり、資料もいただいたわけですが、これは今後どのように活用するつもりですか。

○子育て支援課長

10ページのほうで子どもに関わる機関の役割と支援内容をまとめておりますのは、お互いがそれぞれの業務について、しっかりと関係性を持っていきたいというところで、改めてまとめたものでございます。当然、これ以外にもたくさん関係機関はあると思いますけれども、このような形で、市役所の全職員にこれを示すことによって、何かあったときには、ここに連絡をすればいいとか、そういったことの一助になるのではないかというふうに考えております。また、この内部研修は、先ほども申し上げましたけれども、この庁内連携会議をこの検証だけで終わらせるのではなく、今後も引き続き、子どもを取り巻く、子どもに関係する関係部署については、今後も定期的に状況等の情報共有や連携を図っていきたいというふうに考えております。

○川上委員

まず、今後の方向性ということになるんでしょうけど、子育て支援課の位置、役割の記述もありますけど、やっぱり鍵を握ると思うんですね。それで、今後の課題の中に、体制、活動の改善というのがあるんでしょうけど、体制の強化というのがあります。人事課とも相談ということになっているんですけど、今当面する課題はどういったことでしょうか。

○子育て支援課長

4月から新しい体制になりまして、心理士や弁護士のような専門職もその対応について協議に加わっていただいております。これによって、拠点の会議はすごく充実したものになってきたというふうには考えておりますけれども、やはり、対応する件数というものが、大変多くなってきておりますので、人的な不足部分があれば、それは当然、今後、人事課等と協議をしながらまた対応していかねばならないと考えているところでございます。

○川上委員

具体的に、例えば会計年度職員の方があられるわけだけど、正規採用するとか、そういったようなことも含むわけですか。

○子育て支援課長

この業務は継続性が大変重要であると考えますので、正規の職員の場合、職員の異動はどうしてもありますので、今現在、市としては任期付きの職員を雇うことによって複数年継続して対応していただくような形を考えているところでございます。

○川上委員

毎年3月31日になると解雇される。日が変わればまた採用されるということはずっと続けていく働き方というのが、まともなのかね。あるいは働かせ方がまともなのか考えたらいと思うんですけど、こういう重要な仕事に携わる上で、やっぱり正規職員で、正規職員は異動が伴いますからとか言うけど、それは考えればいいことでしょう。だから、きちんとした処遇で、この子どもの仕事をしていくと。ほかの分野でも当然ですけど、とにかく安上がりで、何とかとかいうようなことではまずいのではないかと。この仕事は無理だと思います。だからやっぱり分厚くね、市の体制もとっていかねばならないということ、これは指摘をしておきたいと思います。

それから、具体的な事業の関わりなんですけど、今、年間、1年でとれば、出生が千人ぐらいなんですかね。それで、この子どもたちに責任を負っていくわけですけども、乳幼児の全戸訪問の意義について、児童虐待を防止するという視点から見た場合に、どういった意義を持っているのか。また、事業の現状はどうなっているのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

乳幼児全戸訪問につきましては、対象が4か月までのお子様がいるご家庭に、子育て支援課の職員が訪問して育児の状況等を、また、お悩みがあった場合はその相談を受けたり、そういったことをしているものでございますけれども、通常の育児の相談という側面と合わせて、やはり、そのときに何かこの家庭はちょっと不安があるとか、心配があるなどということがありましたら、その後、それを要支援家庭として、拠点のほうで引き継いで支援を行っていくような流れにつなげていくような対応しております。今現在、全戸訪問につきましては、飯塚市でお生まれになった全ての赤ちゃんがこの全戸訪問に該当するわけではなく、まず、小さくお生まれになったりした場合、特定妊婦、出産に問題がある場合、そのような場合は、子育て支援課の母子保健係の保健師のほうに対応しておりますけれども、そういった形で専門家である保健師が対応しているご家庭もございしますが、そういった保健師の訪問がなかったそれ以外の家庭が、全戸訪問の対象として訪問させていただいております。令和3年度生まれで、訪問が必要な乳児につきましては、今現在では全戸訪問を完了しているところでございます。

○川上委員

内訳は、人数が分かりますか。

○子育て支援課長

申し訳ございません。令和3年度になりますけれども、1004名の対象のお子様に対して、248名が保健師のほうで対応しております。それ以外の子どもさんたちについては、全戸訪問のほうで訪問しているような形でございます。

○川上委員

1004名全員、誰1人取り残さずに訪問ができたということを確認していいですか。

○子育て支援課長

年度をまたいではおりますけれども、対応をしております。

○川上委員

その際、家庭の、あるいは保護者の事前の情報は、基本的に把握していくんですか。それとも、事前情報なしに行くわけですか。保健師が行く場合は分かりますけど、それ以外。

○子育て支援課長

質問委員がおっしゃるとおり、保健師は当然その情報を持って伺いますし、全戸訪問につきましても、兄弟児がおられる場合は、その兄弟児のときの対応等は確認して訪問いたしますけれども、それ以外のご家庭については、そういった情報はないところでお伺いするような形になっています。

○川上委員

そうすると、それ以外の訪問する職員は、やっぱり、いい意味での技術が、頑張っねという側面と、大丈夫かなという側面と、そういう力が育成されておく必要がありますよね。それから、乳幼児健診事業があるわけですけども、これと、そもそもの意義もありますけど、同時に、この虐待防止という意義もあろうと思うので、どういう位置づけにしているのか。それから事業の実際が、特にコロナ禍の下で、どういう困難があって、どう打開していこうとしているのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

乳幼児健診につきましても、4か月健診、8か月健診、1歳半健診、3歳児健診の4回ございますけれども、こちら子どもさんを直接、目視ができる機会だというふうに捉えております。今現在、コロナ禍になりまして、4か月健診、8か月健診、1歳半健診のこの3つについては、病院のほうに個別にかかるような形になっておりますので、市の保健師と直接会うことはございません。3歳児健診につきましても、個別健診と集団健診のどちらかを選ぶことができるような形にはなっております。そのように個別健診になりましたことで、保健師と直接会うことはなくなったんですけども、当然、未受診のお子さんというのは、情報というのが上がってまいりますので、未受診者については受診の勧奨を行ったり、お宅のほうに訪問したり、そういう形で対応をしているところでございます。

○川上委員

その未受診の人数的な動向は分かりますか。

○子育て支援課長

令和3年度の数字になりますけれども、74件の未受診者がおられました。

○川上委員

その人数は、前年とか前々年度と比較すると、傾向としてはどういう傾向ですか。

○子育て支援課長

令和元年度が51件、令和2年度が46件ですので、令和3年度は増えているような状況でございます。

○川上委員

これは、同じコロナ禍の数字ですね。だからコロナ、その評価はいろいろ心理的なこともあろうと思いますけど、51、46、74について、重なっている人とかいうのは分かるでし

よう。

○子育て支援課長

月齢を重ねて翌年度に、その年に該当したときに未受診であれば、その同じお子さんをまた再度カウントすることになります。

○川上委員

その場合は、もしかしたらということも考えて、受診を勧めるということになるんですか。

○子育て支援課長

こちらの未受診者につきましては、保健師のほうで訪問等を行っております。また、保育施設等に就園している情報がありましたら、そちらのほうで確認をさせていただく等を行って、今のところその未受診者であっても、市で目視が全くできていないというお子さんは、飯塚市の場合はおられません。

○川上委員

分かりました。それから、3歳が健診の最後になるんですけど、保育所に行けば、保育所で気をつけてもらえる面はあるんですよ。学校に上がれば、義務制ですから、不登校と呼ばれる子どもたちについては後で聞きますけど、視野に入ってくるんだけど、3歳を超えて、そういう公的なところに行かない場合、子どもたちをどう見守るかという課題があると思うんですけど、これはどういう考え方ですか。

○子育て支援課長

おっしゃいます通り、確かに3歳児健診以降は、保育所などに通っていない子どもさんについては、その安否確認を行う場所がございません。しかしながら、市の支援が必要と判断されるようなお子様や家庭につきましては、こういう言い方はあれですけども、3歳になるまでにその兆候ですね、すでに健診の受診が遅れていたりとか、また訪問等でお家が余り育児に適した状況でない等の情報が、それまでの、3歳になるまでの経過の中で見えてくるものがほとんどですので、そのような場合は、もうその3歳になる時点で、要保護児童だったり、要支援児童として、要対協のほうでケース管理をしておりますので、全くあり得ないということはないというふうに考えております。また、市ではそのように所属のないお子さんについては、その見守りというものを、今後は地域で協働してやっていけたらなということを思いながら、自治会長を含めた地域の方々との取組というものも、今後考えていかなければならないというふうには考えております。

○川上委員

先ほど、午前中、5月5日を母の日とか言ってしまいましたけど、子どもの日なんですけど、母に感謝する日でもあるという、例えば、この日に何か事業を起こして、市として、子どもと会えるというようなことができないのかとか、ちょっと思ったりするんですよ。それからもう1つは、子ども医療証、飯塚市は全国に先駆けて、子ども医療証をつくり、しかも18歳になった年の3月までですからね。今もそうでしょう。後に国の制度になっていくんですけど、これは当然ながら、一方的に子どもに交付するべきです。だけど、子ども医療証は全ての子どもに渡る仕組みになっていますから、無保険の場合は届かない危険があるとは思いますが、この子ども医療証の交付との関係で、何か工夫をして、子どもと会うというのができないのかなと思うんですけど、副市長、何か考えたことはございませんか。

○久世副市長

結論から申し上げますが、今委員からご指摘いただいた件については、検討したことはございません。ただ子どもさんを守るために、いろんな方策等について、先ほどからる議論があっておりますし、ご指摘もいただいている中で、私も子育て支援課、課長との話、部長とも話をする中で、今回のこの報告書につきましても、これはまだ通過点でございます。当然、これに今からずっといろんなものを積み重ねながら、子どもさんたちを守っていくべき我々市として、

万全の体制をつくっていくというふうな中で、ただいまご指摘をいただいた案件につきましても検討させていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

学校に上がります。そうすると、先ほど言ったことをあんまり繰り返したくないけど、子どもの権利条約があるにもかかわらず学校教育法の第11条が待っている。それから、民法が待っていると。懲戒権とかが待っているというわけでしょう。ここはきちんと対応しないといけないというのがあるんですけど、一方で学校に行かない、行けない子どもさんたちへの対応の問題についてね、市としては、今はどういうふうに対応しておるのか、伺います。

○学校教育課長

学校のほうに行けない、いわゆる不登校兆候であったり、不登校の子に対しては、従前からよく行われていますのは、とにかくその家庭と学校、その子が学校と切れないということを重要視していますので、子どもたちとにかく登校支援を、登校の刺激を働きかけるということは必ずやっております。それをしたにもかかわらず不登校になった子については、適応指導教室であったりとか、民間のフリースクールであったりとかいうところに、子どもたちが通いまして、それが出席扱いになったりということもございます。そういう対応はしております。

○川上委員

児童虐待防止という視点から見てということなんですけど、学校に行かない、行けない子が、ボリューム的に100とするでしょう。そして、今おっしゃった適応指導教室、名前は今度変えたいなみたいなことを言われていましたけど、それから民間のフリースクール、そこに行っている子どもと、そこにも行ってない子どもとまた分かれていくわけですよ。要するに、学校で、先ほど言ったような弱点があるんだけど、矛盾があるんだけど、見守りが、確認ができないような状況にある子どもを、どうするのかということを知りたいんです。適応指導教室でもいいんですけど、児童虐待防止の視点からは、何かこういうことなんですとか、あるんですか。

○学校教育課長

虐待防止の観点で申しますと、令和4年の4月に、教職員のための虐待防止のガイドラインのほうを改定しまして、そちらのほうを校長、教頭、生徒指導担当、そちらのほうに研修を行っております。6月、7月で行っております。内容としましては、虐待リスクのある要保護児童等の状況を教職員で共有するとともに、生徒指導委員会等で定期的に情報共有し、また、要保護児童の欠席が3日以上続いた場合は、積極的に情報提供を、学校のほうにお知らせするときは目視を必ずしてくださいというふうに確認しております。文科省等の通知でまいりますと1週間、7日間、学校を欠席した場合となっておりますが、3日間で確認しましょうということをして学校に周知しております。それから、虐待の疑いが発生した場合ですね、これは小さなことであろうと必ず管理職に報告・相談のほうを行うということを徹底しております。それから、虐待の疑いを認知した場合は、すぐに子育て支援課に通告・相談しまして、そのあと教育委員会にも報告ということ。それからもう1点は、子ども自身が虐待されているということを、これが虐待だということは、なかなか子ども自身、自分から言えないので、子どもへの相談窓口の周知を徹底しております。そういったことを学校に周知して、各学校でも研修のほうを行っております。

○川上委員

ちょっと踏み込むんですけど、国が7日間、市は3日間、内部検証報告書には、欠席が続く場合とかいう表現に全部なっているわけですよ。だから、ここでもクエスチョンマーク、ここでもクエスチョンマーク、あちこちクエスチョンマーク書いているんですけど、具体的にはどうということかというのは分からなかったんです。欠席が続く場合はと書いてあるから。飯塚市がその続く場合を3日間としている場合は、土日を含んだらどうなるんですか。

○学校教育課長

通常、この決まりで申しますと、欠席になっておりますので、3日間欠席になっておりますので、土日を含んだ場合は、例えば木、金、土、日、月、月曜日となりますが、ただ学校現場としましては、2日間休んで、そのあと土日が挟んだら、合わせて4日間、目視できないということとなりますので、多くの現場では、確認はできていませんけど、金曜日の時点で、週末になったら確認に行くと思います。必ず行くと思います。

○川上委員

それは、ガイドラインの中身がそうなっているというニュアンスですか。

○学校教育課長

ガイドラインの中には、1週間、7日間、とにかく欠席したらということは必ずなんですけど、相談、それから目視ということはあるんですけど、3日間については努力目標というか、必ずというふうにはしていないんですけど、校長、教頭の研修を行ったときには、3日間休んで見てない場合は、必ず見ましようということは伝えております。ガイドラインの中には、3日間休んだら必ず目視で確認してくださいということにはなっていません。

○川上委員

そうなっていないガイドラインですけど、これは校長と教頭と生徒指導主事、3つの責務、仕事を持っている先生たちには徹底しているけど、クラス担任の先生とかには、どういうことになっているんですか。

○学校教育課長

その点につきましては、校長、教頭、生徒指導主事の研修会のときには、必ず学校のほうで8月、夏休みまでには、全職員に必ずこのガイドラインの改定の内容を周知して、徹底して指導するように、全職員が分かるようにということで指導しておりますので、学校のほうで8月の31日までには行われるはずですが、まだそこは調査できておりません。

○川上委員

それは今年の話ですね。だから、過去の話としては、欠席が続く、7日間続いた場合は、子どもの安全を確認しましょうみたいなガイドラインがあるんですけど、その7日ではどうなのかということで、現実的には3日ですよとか言っているけど、それは、この間は、クラス担任の先生たちのところに届いてなかったということなんですね。今年からはそうしようということですか。どうなんですか。

○学校教育課長

ガイドラインのほうは、改定前に出しておりますので、とにかく7日間、子どもが欠席した場合は、これは文部科学省のほうの通知が出ておまして、その分で、児童生徒の被害のおそれに対する学校における早期対応についてという指針がございますので、そちらのほうの指針の中には、とにかく7日間、その中には3日間休んだ場合は、担任養護教諭がチェックして管理職へ報告しましょう。7日間連続で休んだ場合は、正当な事由がない場合は、管理職は速やかに設置者に通知するということになっております。そちらの内容では、通知はしております。7日間というのは学校のほうには浸透しております。

○川上委員

浸透というのはどういうことなんですかね。クラス担任の先生が、その文章を持って、何か紙に書いたものを示されて、こういうことですよというふうになっているんですかね。さっきの話だと、校長、教頭、生徒指導と、3人だけ。どうなんですか、そこら辺は。

○学校教育課長

前回、虐待のガイドラインを出した折にも、同じように研修を行いまして、学校の中できちんとその先生方に、内容について、指導をしっかりやってくださいということをお話ししております。紙媒体できちっと全部渡されたところもございますし、今、パソコンのほうで全部

データ共有ができますので、そのデータを見ながら研修をしたという場合もございますし、その辺りは各学校で研修をしっかりと行っています。各学校、担任の先生まで、そこは届いております。学校全体でとにかく7日間、7日間欠席が続いた場合は、きちっと、もちろん管理職が報告になります。

○川上委員

その後、7日間のガイドラインはいつ作ったんですかね。

○学校教育課長

平成31年に作成しております。

○川上委員

新規採用の先生もあるわけでしょう。そういう方々には、どうなったか分かりますか。あんまりないのかな、新規採用。

○学校教育課長

こちらできちっと調査したわけではないんですが、学校の中で、必ず年度当初に気になる児童生徒についての交流会というものを行います。要保護対象の児童であったりとか、そのほか学校の中で配慮が必要な児童生徒については、研修会を行います。その研修会の中で、虐待のおそれについての研修会も行いますので、7日間、とにかくその子どもと会えないときが続いた場合は、連絡を早急にしてくださいということは、学校の中で周知ができています。

○川上委員

しかし、今のやりとりを聞いていると、自信がないですね。先生がもしボリュームで100人おられたら、100人全員にこのガイドラインが手渡って、学級運営にそれを生かしているという自信がないですね。もうちょっとこの件でお尋ねすると、現実に子どもが、欠席が続いたという表現しましょうか。これは誰が把握できるんですか。担任の先生は把握する。管理職のところは把握できるようになっているんですか。その瞬間に。

○学校教育課長

担任のほうが出席の確認を行います。その前に電話等で連絡がございますので、教頭なり、主幹教諭なり、その電話を受けた者が確認はできますが、担任が確認して出席簿にそれを記録しまして、それが養護教諭に行きます。養護教諭が把握します。養護教諭がその日の欠席状況、出席状況等を必ず管理職に見せて、管理職が確認をするようにしています。

○川上委員

そして、3日ですか、7日ですか、ちょっと後で答えてもらいたいけど、これにかかる状況がある場合は、教育委員会と子育て支援課に、両方に報告するというふうになっているわけですか。それは3日ですか、7日ですか。

○学校教育課長

各学校に周知しておりますのは、要保護児童の欠席が3日以上続いた場合には、積極的に情報を提供することというふうにしておりまして、7日の場合は必ずですが、3日の場合も各学校、続いた場合は情報を提供してもらうように指導しております。

○川上委員

今、3日というのは要保護児童についての3日なんですね。子どもたち全般ではないわけですね。そうですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

3日が要保護児童でも、ハイリスクの場合、もう毎日見守るといのが要るのではないかと思いますけど、それにしても、3日というのは分かりにくいですね。だから、改定をするのであれば、3日とは余り意味がないでしょう。特にハイリスクの場合とかは。だから、あ

んまり7日という根拠はありませんよね、そもそもが。ただ、この数字でマニュアルにすると、その間、人は生きているわけですから、危険状態がずっと続いているわけですから、3日、7日とはどうなのでしょうかね。

それから児童クラブ、児童クラブでは、この児童虐待防止については、どういう位置づけ方になっていますか。

○学校教育課長

ただいま夏季休業中ですが、児童クラブにおきましては、通常の放課後時と同じく、学校と連携をとりながら虐待の早期発見に努めております。具体的には、学校と児童クラブで実施しております、月1回行われていますが、連携会議におきまして要保護の児童のお子さんに関する状況を情報共有しております。日常の様子を把握、それから記録することで、僅かな変化を見逃さないように努めております。児童クラブは、必ず保護者の方とお会いできますので、保護者の方との会話、それから保護者の方の反応等から、いつもと違った様子が見られないかを確認しまして、異変等を感じた場合は、学校のほうと情報共有しまして児童虐待防止に努めております。

○川上委員

それは来た、児童クラブに行く子どもの場合の話ですね。来なかったときはどうするとか、あるんですか。

○学校教育課長

児童クラブ通所の日が決まっておりますが、来ない場合は、学校と同じように保護者に連絡して、今日は来ておりませんがということで確認をしております。ただ、今説明しました3日間とか、そういったところの決まりはつくっておりません。

○川上委員

何のときだったか、学校給食の督促か、請求書を子どもに持たせるのはどういう理由ですか。もう郵便ポストに入れればいい状態で渡しているというお話でしたので、子どもに渡すぐらいなら郵便ポストに入れたらどうかという話をしたんだけど、絶対いやというのが、教育委員会の見解ですよ。片峯市長も、普通のご家庭では問題が起こらないと言ったんですよ。だからね、私たちの中から、99%まで行ったからよしとするようなことでは、100人のうち99人までできたからよしということではなくて、そこが心配なわけですから。ですから、年代的に切れ目のないというかな、切れ目のないということ、それから層として隙間のない見守りと、安全確認というか、保護しなければならないということで、するためには、相当な体制が必要ではないかと思うけど。それで、学校が35人学級、通過点として35人学級となっていますけど、なかなか、先生をしましよという人が足りなくなったりして、苦勞されていると思うけど、この少人数学級というのは、虐待防止とかでも力があると思うんだけど、それについて何か教育長、見解がありますか。

○教育部長

やはり1クラスの人数が少人数ということで、担任の先生の目の行き届く範囲が、今よりもさらに細かく見ていけるものだというふうに考えますと、児童虐待防止についても効果があるものというふうに考えます。

○川上委員

国が責任を持ってというのがあるんですけど、国が軍事費は増やすけども、先生は増やさないと言うのなら、市役所が考えなくてはいかんと思います。

それから、放課後デイサービスの場合はどうでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

事業所のほうから直接連絡というのは、うちのほうには基本的にはなくて、子育て支援課のほうに直接連絡が行くようになっております。うちのほうに来たときは、うちのほうからつな

ぐという形になっております。

○子育て支援課長

デイサービスを使っているお子様で、要保護児童でいらっしゃる場合は、個別ケース検討会議等に参加いただきまして、情報を共有しながら、何かあった場合は市の家庭児童相談員のほうに連絡が来るような形で連携をとっているところでございます。

○川上委員

障がいがある、見受けられる子どもさんの家庭で、保護者の方も悩み、苦しみを抱えているという場合があります。そういった場合の見守りと、特別な努力が要るのではないかと思いますけど、それは何か工夫がありますか。

○子育て支援課長

子育て支援課では、母子保健係が乳幼児健診や療育相談などを通して、そのような特性のあるお子様たちがいらっしゃる場合は、その支援につなげるような形をとっております。

○川上委員

そこで、この間に、内部検証しながら、すでに取り組んでいます。今後、取り組みますというところがあるんですけど、すでに取り組んでいる、改善をしている中で、虐待防止ができたよねと言えるような事例を幾つか紹介してください。

○子育て支援課長

拠点が設置されまして、弁護士の方に会議のほうに入らせていただいておりますけれども、この弁護士の方のアドバイスで、家庭の問題があったときに、その解決に結びついたという事例がございました。それは私たち職員ではちょっと、そうか、そういうことをすればよかったんだというような、弁護士としての視点がすごく活かされた事例でございました。個人情報もごございますので、具体的なことは申し上げられませんが、そのような事例がございました。また、関係機関が協力をするというので、この事例の後、特に皆さん協力をいただいているんですけども、子どもの保護と親の負担軽減という支援を行ったり、そういう複数の機関で協力をし合って、対応をしていったというような事例がっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:00

再開 14:09

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今いきなり聞いたので、個人情報のこともあるので、あまり詳しくは申し上げられませんが、ということだったんですけど、なぜ聞きたいかというのは、市のみんなで子どもを守る条例というのは、衝撃的ですよ。子どもを苦しめてはならないと。駄目なんですというインパクトを持ってはいるんですけど、毎日思うかという条例ではないです。前文そのものが命の訴えなんです。完全な。だからもうそれはそれでものすごく大事なんですけど、もう一つの側面から言えば、子どもの権利条約、先ほど紹介していただきました生きる権利、育つ権利、守られる権利、それから、参加する権利、子どもの権利として捉えて、虐待を許さなかった、防止した、未然に防いだという事例を、もっと豊かに、ちょっと私的にあんまり言わないほうがいいと思うけど、保護者や子どもたちにやっぱり笑顔が広がってくるようなものに事業が要るんじゃないかと、そういった点で言うと、昨日までは本当に苦しかったと、親も子も、おじいちゃんもおばあちゃんも、だけど、こういうようなことでこうなって、ここで社会的にも支えられ、自分の心もこうなって、光が見えてきたっていうか、笑顔が家に戻ってきたというようなね、例えばですよ。そういうような事例集をつくっていいんじゃないのかと。駄目です、これも駄目です、これも駄目ですというのも大事です。だけど、こうすればこう変わっていく、この

人生は生きるに値すると。子どもを育てるのにもっと自分も成長していきたいというような勇気が湧くような事例集というのは、あっていいんじゃないかなと。それに、具体的にサポートできる、例えば、就学援助の申込書をつけておくとか、ミシン目にしとけば、ぱりっとやってそのまま出せばいいような、あるいは生活保護の申請の紙とか、いろんなサポートの書類の書式をミシンとじでしておくとか、何かそういうようなことを工夫したらどうかなというふうに思います。これを見ると、虐待防止庁内連携図というのがありますけど、真ん中に子育て支援課があって、その横に子ども家庭相談係があって、その横に母子保健係があって、子育て世代地域包括センターとありますけど、ここには「など」の中に入っているんですか、その母親学級とか、そういうのは入っていますか、この中には。

○子育て支援課長

はい、こちらの母子保健係のほうで、マタニティ教室とか両親学級であったり、そういったものも行っております。

○川上委員

先ほど言った学校に行かない、行けない子たち、不登校と呼ばれる子たちのことも、やっぱり入れるところがあると思うんだけど、こういったところも含めて、隙間のない、切れ目のないというようなことで、そこに勇気がわくような、喜びがわくような事例集を届けられる、子育て支援の制度とあわせて、というふうにちょっと思ったりしますが、久世副市長、どんな感じですか、こういう提案は。

○久世副市長

そうですね、委員ご指摘のとおり、本当に親御さん、子どもさんが笑顔で暮らせるような社会をつくっていけるのが、当然、我々も理想だとは思っております。先ほどからも答弁いたしておりますように、今現在この内部検証、まだまだ道半ばでございますので、そしてまた先ほど子育て支援課長が言いましたように、この新しい体制の中で改善できた事象等も今から積み重なっていかねばならないというふうに思っております。そういった過程の中で、今ご提案いただいた内容につきましても検討させていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

この問題の、今日の最後にしたいと思うんですけど、この間、子育て支援応援券の手続をしていて、コロナ禍なのに、みんな集まってくださいということになってしまって、それ自身の手法はどうなのかなとちょっと反省するところもありますけど、制度設計そのものは、重要ではなかったかと思うんですけど、この件で、この虐待防止という視点からいって、どういう効果や成果を期待しているのか、また上がっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○子育て支援課長

応援券そのもので虐待が防げるかと申しますと難しいものであると考えますけれども、応援券によって、生活に余裕ができ、欲しいものを購入できたり、食べたいものを食べたりといった心の余裕につながるということで、一定の効果があるのではないかと。また具体的なちょっと手法としては、例えば、先ほどからずっと話がありましたなかなか会えない子どもさんのいるご家庭等でありましたら、この応援券を取りに来るといった機会を持って会うようなこともできますので、そういった機会にも使えればというふうに考えております。

○川上委員

2階の奥に塗り絵コーナーがあるじゃないですか。そして、塗った紙、子どもたちが書いてぺたっと貼っているでしょ。さっきの事例集ではないけど、コロナなのに集めてという言い方をしましたけど、もう少し工夫すれば、はいどうぞと、使ってくださいって渡すだけではなく、渡したことが政策的に子どもの喜びとか、親の苦痛の軽減とかに、どういうふうにつながっていくのかということにもなっていくと思うんで、もう少しお金はあまりかからないと思いますから、アンケートを、全員というわけにはいかないでしょうけど、聞いてみるとか、最後

の1人まで希望する方に渡せるようにしてもらいたいと思います。このことについての質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

総合支援拠点がスタートして、4か月、4月、5月、6月、7月、8月、5か月目に入りました。どういった状況でしょうか。また、ソーシャルワーカー等については、雇ったというお話を聞いていたんですけど、まだ医師であったりとかその辺り、これからだというお話があったかと思いますが、その点どうなっていたのかお聞かせください。

○子育て支援課長

4月から拠点のほうを設置いたしまして、要保護児童の件数ですけれども、こちらのほう、昨年度から大変増えてきております。これは飯塚市の虐待がひどくなっているということではなく、やはり、ああいう事件を受けまして、大人たちの目が大変厳しくなって、気になるご家庭等の通告だったりが増えた結果、そういう支援を行える、今まで支援の手が行き届いていなかったところにも支援していくことができるようになったのではないかというふうには感じておりますけれども、そういう状況の中で拠点が設置されました。今現在、拠点会議というふうな、以前は受理会議と申しました会議は週1回では足りないだろうというご指摘をいただきましたので、拠点会議というふう呼び名を変えております。拠点会議のほうは週1回行っておりまして、その場で情報共有のあったケースだったり、支援の難しいケースを弁護士、心理士、あと社会福祉士等の専門職も含めたところで、対応等を協議するような形でやっております。これによってアセスメント、きちんと行えているということと、またその結果を踏まえて、ケース管理を、今後の対応についてを協議するような形でできていると考えております。また拠点ができまして、緊急受理会議のほうも、必ず管理職がその場で、原則、聞いております。言われたように、当然、2人ともいない場合もございますけれども、そういったケースを除いて、必ずその場、その時に確認をするような形はとらせていただいております。また拠点の中で児童相談所とちょっと意見が異なる場合だったり、これはおかしい、これはもう少し児童相談所のほうに動いていただきたいというようなことがありましたら、市としてそういった意見を児相のほうに投げかけて、対応、検討していただくような形で行っているような状況でございます。

○江口委員

この前、ソーシャルワーカーは2名雇ったというお話は聞いたんですけど、そのほかの部分、弁護士についてもお聞きしていたのかな、医師とか心理士と、プラスで資格を持っていない方をお雇いする、虐待対応専門員でしたか、雇うというふうな話があったかと思いますが、その辺りも含めてご案内いただけますか。

○子育て支援課長

申し訳ございませんでした。4月からの体制では、社会福祉士が2名と、あと虐待対応専門員として1名の増員を図ってございました。それから、弁護士と心理士、この2人は非常勤で4月から勤務していただいております。その後7月から小児科の医師もこちらの支援員ということで、非常勤ですけれども、拠点の支援員ということで配置をいたしまして、今現在、会議のほうは、ちょっと勤務等の関係でなかなか一緒に話すことは難しいんですけれども、個別の案件で、拠点の職員、相談員や支援員のほうからの直接的な相談だったり、また母子保健係の保健師のほうから相談事がありましたらアドバイスをもらうような形で、医師の方には今のところ、拠点の中で働いていただいているような状況でございます。

○江口委員

医師も雇えたということですね。社会福祉士に関しては2名雇えたんですけど、虐待に関し

ては初めてだというお話が以前ありました。検証委員会の報告書の中でもスーパーバイザーというお話がありました。市としても雇いたいんだという話があって、だったら公募すべきだという話を、以前もやったんだけど、スーパーバイザーについてはどのようになっておりますか。

○子育て支援課長

その後も田川児相などに相談をしておりますけれども、現在まで適当な人材が見つかっていない状況でございます。

○江口委員

それこそ早期にこのスーパーバイザーを確保する必要があると思っています。それについては、福祉部長も同様に考えているというお話があったかと思います。早急に公募していただきたい、公募すべきだと思いますが、いかがですか。

○福祉部長

スーパーバイザーにつきましては、以前の委員会でも確かに話しさせていただきましたとおり、その必要性については認めております。水面下でも継続的に話しましたが確保に努めてきたところですが、やはり適任な方がいらっしゃらないということで、今予算の裏づけがなくというような形になっていきますので、ちょっと時間がかかるのですが、来年度の当初予算にこれを予算要求しまして、その予算の裏づけをとった後で、一般公募等を含めたところで検討していきたいというふうに今考えているところでございます。

○江口委員

副市長、今、お話では当初予算、つまり今年度ではなく来年度というお話ですが、そういった時間軸でよろしいんですか。

○久世副市長

担当課のほうから相談を受けておりました。適材適所で、人員の確保について、いろいろ情報収集に動いたとのことではございますが、なかなかないと。そういった中で、委員会の中でも、広報等についてご提案をいただいているところでございます。人員配置については今部長が答弁いたしましたけども、今後もそのような事情を聞いて検討したいとは考えております。

○江口委員

重ねて言いますけれど、先ほど水面下でいろいろお話をしたということは、今年度雇いたいと思ったわけですよ。ですよね。来年度の人間に対して、水面下でお話を聞くということはないでしょう。ぜひ、その点については、副市長、しっかりとリーダーシップを持ってやっていただきたい、早期にやっていただきたいと思っています。前の委員会でもお話ししましたが、例えば週1とかでなくてもいいと思うんです、顧問弁護士に関しては週1とかではないですよ。何かがあったときにきちんと相談できる体制が確保できればいい。スーパーバイザーでもそういった形も十分あり得ると思います。そういったことも含めて、検討した上で、早期に公募をかけて、そして、今おられる皆様方、ソーシャルワーカーであったりとか、家庭児童相談員の方々が、実際にこんなことがあるんだけど、どうだろうと相談できる体制を早期に確保していただきたいと思っています。

次に、先ほどケースの数が非常に増えているという話がございました。資料としてまとまっている部分があったら、お示しいただきたいと思っておりますし、まとまってないのであれば、今年度については口頭等でも結構ですけど、そういった形で出していただきたいと思っております。委員長においてお取り計らいください。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○子育て支援課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。資料の準備ができたようです。サイドボックスに掲載していますので御覧ください。

○江口委員

資料提出ありがとうございます。ただこれ、6月末時点となっておりますが、最新の数字とかが分かりましたらご案内いただけますか。

○子育て支援課長

こちらのケースは要保護児童としてケース管理をしている分でございますけれども、今日現在というような数字ではちょっと持ち合わせておりません。

○江口委員

7月時点でもあるかなと思ったんですけど。

そうしましたら、次に行きます。昨年度の補正で要保護児童等見守り強化事業が新規事業としてスタートしました。ただ、予定していた配食数からかなり下回っての、昨年度のスタートであったわけですけど、この要保護児童等見守り強化事業、現状においてはどのような形になっておられますか。数等々のご案内をお願いいたします。

○子育て支援課長

こちらのほうは7月末で集計をとっておりますけれども、今現在、対象世帯数が11件、対象児童数が20名というふうになっております。

○江口委員

これは昨年度の補正の段階で、たしか100件近くを見込んでスタートした部分ですよ。これは11件、20名と言ったら、校区で1世帯あるかないかですよ、正直な話が。この制度設計は失敗ではないかと思うんです。考え直したほうがいいと思っています。で、先ほど赤ちゃんすくすく全戸訪問とかの話がありました。で、これを実際に虐待の死亡事例で一番多いのはゼロ歳児です。育児不安も一番厳しいのがやっぱり赤ちゃんのときなんですよ。そういったことを考えると、そこに対してきちんと支援の手を差し伸べることは非常に重要だと思っているんです。

そこで、以前も話したかと思いますが、明石市でゼロ歳児見守り訪問、オムツ定期便というのをやっております。私のほうでちょっとご紹介します。明石市では、生後3か月から満1歳の誕生日まで、毎月おむつないしご希望された赤ちゃん用品を毎月無料でお届けされるんです。これは行政職員が配って行くのではないんですね。外部委託をしております。明石市では生活協同組合の方々に配っていただく。ただこれはあくまでも、物を配ることが目的ではなく、見守り強化事業同様にご家庭とつながることが目的なんです。その中でちゃんと対面でお渡ししながら、困っていることはありませんかとかを聞きながら、そのとき何かあったら、行政のほうにつなげるという仕組みなんです。ある意味、見守り強化事業と相通じる部分があるんですが、ぜひ飯塚市においてもこれをやりませんか。今、主任児童員の方にしていただくために保健師の方が主任児童員と同行して、どちらかという軽いケースの世帯に対して、この事業を使えませんかというご案内をしているとお聞きしております。そうではなく、全体にきちんと支援が届いて、その中で厳しい状況が発見できる、この明石市のような仕組みのほうがとてもよいのではないかと思います。もともとこの支援対象児童等見守り強化事業、子ども宅食等々を念頭に置いてつくられた事業ですけど、子ども宅食をスタートした文京区というのは同じよう形ですよ。就学援助を受けておられるご家庭全体にチラシをまいて、こういった

子ども宅食ってあるんですけどご利用されませんかというご案内をして、これちょっとやっぱり、私も厳しいので、これに応募したいと思ったら、その方が、例えばチラシにLINEのQRコードが載っていて、そのLINEで申し込んで、団体のほうが支援をする。その中で今まで行政では見つけられなかった厳しいご家庭を発見するというふうなところであります。ぜひこの明石市のおむつ定期便も含めて考えていただきたいとお願いをしておきます。

次に、先ほどお話の中で要対協のネットワークが7月20日でしたか、なされたというお話がございました。この点について、また改めてもう少しお聞かせいただきたいのと、それと今後どのようになっていくのかも併せてお聞かせいただけますか。

#### ○子育て支援課長

こちらの会議は7月29日に行われました。筑豊地区要保護児童対策地域協議会自治体間ネットワークという名前ですけども、このネットワーク会議につきましては、市が主催して行ったものではなく、自治体間の連携を強化したいという飯塚病院と田川市立病院の医師の2人が発起人となって、筑豊地区の市町村と田川児童相談所に呼びかけを行い開催されたものでございます。当日は、飯塚病院の小児科医であり、本市の子ども家庭総合支援拠点の支援員でもある田中医師から、地域の児童虐待の現状や飯塚病院での取組などについてのご説明があり、その後、各自治体がそれぞれの現場の課題等について意見交換を行いました。今後につきましては、飯塚市が行っている事業ではございませんので、市がお答えできるものではございませんけれども、会議の場では、このような担当者レベルで話をする機会が今までなかったことから、どの自治体も有意義な会議であったと感じておられたのではないかとすることは感じております。本市といたしましても、今後、医師がおっしゃっております筑豊という福岡の中心から、子ども真ん中プロジェクトを進めたいとおっしゃっておりました。その趣旨の下、何ができるのかワーキング等を行い、自治体間の連携強化を進めていきたいというふうに考えております。

#### ○江口委員

スタートは市の主催じゃなかったということですけど、今後はというお話がありました。ぜひ、皆さん方、これ大切だよねと思われたわけでしょう。でしたら、市ももっと前に出て、ぜひ、続けていていただきたい。やはり残念ながら虐待の発生件数、県下の中でも、田川児相の管内が、人口当たりでいうと一番高いという結果も出ています。とすると、それに対してどう取り組むのか、筑豊全体の底上げが必要だと思っておりますので、ぜひしっかりやっていただきたいなと思っております。

次に、早期発見対応指針等に関して見直しをやりますというお話があったかと思います。それについては、いつ頃出てくるというお話でしたか。幾つかの何か見直しをする部分があったかと思うんですけど、そのスケジュール感について、もう一度ご案内ください。

#### ○子育て支援課長

指針の見直しにつきましては、申し訳ございません。今から取り組む予定になっておりますので、11月の閉会中の福祉文教委員会では、案をお示しできるように準備したいと考えております。

#### ○江口委員

指針とそれ以外に何か見直しをするという部分とか、何かあったような気もするんですけど、そういったものも含めて、今お話し早期発見対応指針と保護支援指針ですよ、それ以外も含めてご案内いただけますか。

#### ○子育て支援課長

申し訳ございませんでした。指針については早期発見対応指針、また、保護及び支援を行うための指針、この2つを一度きちんと見直しを行い、必要があるところは改訂したいと考えております。また先ほど申し上げましたのが、要対協のほうのマニュアルですけども、こちら

のほうも、今まで部外秘としておりましたけれども、要対協の市のマニュアル案については、部外秘にする必要はないということで、代表者会議のほうでも意見をいただきましたので、形をきちんとつくった上で、11月までにはお示ししたいというふうに考えております。

○江口委員

マニュアルの公開というのは当たり前だと思うんです。ぜひ早期にお願いいたします。

さきの委員会で公立保育所については身長・体重とかの計測は月1回やっていると。で、私立についてもやっているところが結構あるというお話があったかと思います。その点について、計測した部分、計測した数値がどのように使われているのか、成長曲線をプロットするExcelのマクロみたいなやつがあったりするんですね。学校のほうには、これを子どもの健康管理という形で配付されているとお聞きしているんですが、そういったものを使って、保育園であったりとか幼稚園で記録をやっておられるのかどうか、あと併せて、学校においては、この点どうなっているのか。お聞かせいただけますか。

○保育課長

今ご質問にあるこの身体測定の結果を、成長曲線を描いて分析をしているかということですが、そういった曲線というのは描いておりませんが、結果を基に例えば成長が身長・体重と比較して、体重が重過ぎるとか、逆に軽過ぎるとか、そういった形のことで市の管理栄養士の方の意見を聞きながら、今、各保育園のほうで、保護者の方に面談を行ったりはしているというふうに聞いております。

○学校教育課長

学校につきましては、学校保健安全法施行規則によりまして、毎年6月30日までに身長・体重の測定を行うようになっております。法令によりまして、年1回はやりますということになっております。年間に1度の測定ですので、学年ごとにどのくらい成長したのかというのは見ておりますが、特に虐待の疑いがある児童生徒につきましては、よく保健室にも来ることがありますので、担任と養護教諭と連携しながら、1回となっておりますけど、1回ではないという場合もあると思います。

○江口委員

今のお話では成長曲線をプロットするExcelのソフト等々は使っておられないようでありますけれど、現実にはどのぐらいの身長・体重だから大丈夫かどうかというのは、そういったものをきちんとプロットしていかないと分からないんだと思っています。ぜひその部分を、単なる測るだけではなく、それを活用して、ちゃんとアドバイスができるようにやっていただきたい。特に学校、今、年1回というお話がありました。年1回ではやっぱり分からないことって多々あるんだと思います。ぜひ、要支援、要保護の子ども、特にネグレクトの子どもに関しては、月一遍というふうな形で、ぜひそれについては学校として、もうこれは決まりなんだみたいな形でぜひやっていただきたい。そしてそれをちゃんと数値化して入れていくことで、大丈夫だねと安心できたりすると思いますので、その点を考えていただきたいと思います。

それで、このことについてほかの方々とお話しするときにある方が言ったのが、最初は子どもたちがそれぞれを測って、そして先生だったりとか養護教諭が入力するって大変だよねという話をしていたんですけど、だったら、もう自分たちで入力させたらと言った方がおられたんです。今、GIGA端末を皆さん方子どもたち持っているわけでしょう。そうしたら、GIGA端末の中にそういった記入できるような形で作ってしまって、子どもたちでお互いに測って、子どもたちが入れるような、ある意味、そういった形ですと、あっ、身長が伸びているというやつを、子どもたちも自分たちで実感できたりとか、それをこのときはこうだったんだよというやつを見せられたりするような形でやると、家庭にとっても健やかに成長しているよねというのを実感できるようなになりますし、片一方でネグレクトをしている保護者に対する、ある意味、これじゃまずいという、気づくきっかけになるかとも思ったりもします。そういっ

た部分をご検討いただけましたらと思っています。

次に、改めてコロナが増えてきています。保育園について、登園自粛に関して、市としては、そうはすべきではない、登園自粛のケースで、それを市としても登園自粛するんだったら保育料の返還等ができるんだけれどというお話をさせていただいたんだけど、さきの委員会では、市としては、登園自粛をされませんかとかいうお話は、各園にはしないと。そうではなく、登園自粛はしてくれるなど、きちんと保育をやってくれというお話をするというふうなお話を、前回の委員会でお話をされておりましたが、改めて増えてくる中で、登園自粛を求めているという園の話を、ここに来てお聞きしたりしています。この点についてどうされているのか、お聞かせいただけますか。私は改めて登園自粛に関しては、まだこうやってコロナが続いていく以上は、そうやっていただけるんだったら、そうやってくださいというのは出して構いませんよと、そのケースに関しては、保育料の返還をちゃんと制度としてあるので、その制度に乗っかってやりますよという部分をするほうが保護者にとってもいいと思いますし、園にとってもいいと思いますが、市としてはいかがですか。

○保育課長

前回の福祉文教委員会のときにも、福祉部長のほうから答弁をさせていただいておりますけれど、市といたしましては、私立の保育園に市民生活維持の観点から、できるだけ預かっていただくようお願いをしている状況でございます。市のほうにこういった園のほうから登園自粛をしてくれと言われたというような形で、市のほうにお問合せがあった場合については、その園に対してできるだけ預かってくださいという形で指導のほうをさせていただいております。登園自粛をしているご家庭に還付をとのことですが、明らかにコロナに罹患して休んだというような判断がない限り、自己都合を自粛と申出された場合、その判断は非常に難しいものと考えております。このようなことから、登園自粛に係る保育料等の還付につきましては、今後、状況に特別な変化等がありましたら、再度検討いたしますが、現状では自粛という形の自宅保育に関しましては還付する方向では考えておりません。

○江口委員

では、私立保育園に対して、登園自粛を行ってはないと、呼びかけてはないという通知を出していただきたいと思いますが、やっていただけますか。

○保育課長

私どもとしましては、7月12日付ぐらいで、今回コロナが流行っているということで、基本的には預かっていただきたいというふうに私立保育園のほうには通知をいたしております。ただ、休み等でご自宅で保育が可能な方についてはご協力を願いますというような形で、保護者の方への通知のほうを出させていただいております。登園自粛を一律に、市のほうから駄目だというような文書につきましては、ちょっと今からどういう文書にするかについては検討していきたいと思っております。

○江口委員

今のお話の中では、ご家庭で見られる方についてはそうやってくださいというお話だったかと思うんですけど、間違いはないですか。それこそ登園自粛を求めているのではないんですか。

○保育課長

登園自粛という今回のこのコロナが7月に流行っている段階だけではございませんけれど、以前からお休み等がもしあった場合で、自宅でもし保育が可能なときにはご協力をお願いしますという形で、強制をしているものではございません。それは保育園のほうで、市が登園自粛をしているからということをもし言われているのであれば、私どものほうから園のほうにはご連絡を差し上げて、できるだけ預かってくださいというふうにお話はしているところでございます。

○江口委員

誤解されるかもしれないのであれば、そういうことはきちんと「しないでください」ときちんと通知すべきだと思います。市としてそれはやらないと。保育料の返還はしないし、ちゃんと預かってくれというのであれば、改めてそれが分かるようにはっきりと通知をすべきであると思いますが、いかがですか。

○保育課長

今、誤解があるという形で委員のほうにご意見いただいておりますので、内容については検討して通知を出したいと思っております。

○江口委員

ありがとうございます。教育委員会にお聞きいたします。先ほど学校での研修のお話がありました。学校での虐待に関する研修について、もう少し詳しくお聞かせいただけますか。外部講師等の活用等々があるかも含めて、お聞かせください。

○学校教育課長

先ほど申し上げましたように、教育委員会としましては、各学校の管理職、それから生徒指導担当者を対象にして、虐待研修のほうを実施しております。各学校に戻りまして、全職員にそれを周知するということ、夏休みまでということ、お伝えしております。内容につきましては、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー等を講師としまして、特別支援、生徒指導と関連させまして、研修を行っております。また、これも呼びかけておりますが、委員会のほうに要請をしていただいて、教育委員会から講師として出向いていきますということも、各学校にお伝えして、その実績もございます。

○江口委員

各学校で、これこれこういうふうな研修をやりましたとか、子どもたちについてこれこれこうやって、先ほど何が虐待なのかきちんと教えているというお話がございましたけれど、そういったことをやっているという報告とかは受けておられますか。

○学校教育課長

各学校に周知して、虐待に関する研修の検証するということ周知をしております。研修の計画につきましては、5月に教育指導計画というものを出示していただいております。その中に、研修の全体計画が載っておりますが、その時点では、まだ全体の研修の詳細の中身は分かっておりません。その辺りを把握できておりませんので、研修の状況につきましては、ぜひ来年度につなげるために、教育委員会のほうとしても把握をしたいと思っておりますので、内容や方法等を含めて、各学校に内容について実績を把握したいというふうに思っております。

○江口委員

計画を立てるだけではなく、実際にそれがどう動いているのかのチェックというのは非常に大切だと思っておりますので、ぜひ、調査をかけていただいて、次回でも結構なので報告していただければと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「ICT教育について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○学校教育課長

「ICT教育について」説明をさせていただきます。今回は、「ICT教育推進の取り組み」と「オンライン学習試行実施」について、資料を提出させていただきます。

それでは、資料1ページをお願いいたします。まず、「ICT教育推進の取り組みについて」

でございますが、市全体でICT活用を推進していくために、資料にお示ししておりますように組織的に取り組んでおります。

ICT推進委員会は、教育委員会を事務局として、九州工業大学情報工学部及び近畿大学産業理工学部の先生とICT教育推進モデル校の校長・情報担当教員で構成しており、個別最適な学びに関する授業の在り方について、委員の大学の先生より指導助言をしていただき、学習用タブレット端末を活用した授業の在り方や授業実践例について検討や協議を行っております。

また、市立小・中学校全体でICT活用を推進していくために、中学校の校区ごとに9つの「校区部会」を立ち上げ、その部会を3つに分けてICT教育推進モデル校3校を中心とした「ICT教育推進校区グループ」を設置いたしております。

資料2ページをお願いいたします。中学校区部会とICT教育推進校区グループの取り組みについてでございますが、「中学校区部会」では、中学校区を1部会として、部会ごとに活動計画を作成し、ICTの効果的な活用の研究や情報共有等を行っております。校区内での情報共有や活動を通して、小・中連続した学習やICT活用の広がりを目指しております。

また、「ICT教育推進校区グループ」では、ICT活用のリーダー的役割を担うICT教育推進モデル校が中心となり、公開授業等を通して、モデル校の取組を広めたり、校区部会間の情報共有等を行っております。

次に、「中学校区部会」における活動につきましては、校区内研修の実施やICT活用の実践交流等を行っております。小学校・中学校のICT活用の取組を共有し、小学校で実施していることを中学校で取り入れたり、中学校で実施していることを小学校で取り入れるなどの活動を行っております。

このように、中学校区で取り組むことにより、例えば、児童生徒用のマニュアルや保護者への通知文書などを共有することができ、学校や教員の負担軽減にもつながっていると考えております。今後も、「校区部会」や「ICT教育推進校区グループ」の活動を通して、市立小中学校全体のICT活用の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、オンライン学習の試行実施について、ご説明いたします。今後の感染症や災害等の非常時に備え、各学校の通信状況や課題等を把握・検証するため、全ての市立小・中学校で、学校と家庭や児童クラブをつないだオンライン学習を試行実施いたします。実施期間は、令和4年7月21日（木）から8月31日（水）までの夏季休業期間中としております。対象は小学校1年生から中学校3年生までの全学年で、学校ごとに全学年一斉に実施いたします。また、実施内容は、グーグルクラスルーム、グーグルミートを活用したオンライン学習で、時間は最低10分間としておりますが、学習内容と時間は各学校の任意としております。実施後は、グーグルフォームにより、通信状況や実施内容、実施時間等を簡単に報告していただくこととしています。

資料4ページをお願いいたします。オンライン学習試行実施の状況でございますが、8月1日時点で小学校7校が実施しており、92クラスから報告がございました。なお、昨年度に引き続き、WIFI環境のないご家庭には、通信契約付のモバイルルータを貸し出しており、今年度の貸出件数は約470件となっております。実施結果につきまして、通信状況では、83.7%が「特に問題なかった」と回答しております。なお、通信状況については、全ての学校の実施が終わりましたら、状況の聞き取りなどを行い、現状把握及び原因究明を行いたいと考えております。

次に、実施内容でございますが、ビデオ通話アプリを使った「朝の会」の実施が一番多く98.9%となっております。次いで「同時双方向型の学習」の実施が28.3%となっております。その他、夏休みの課題の答え合わせと解説を行ったクラスもございました。また、実施時間は10分間が一番多く54.3%となっておりますが、40分間行ったクラスもございまして、朝の会と同時双方向型のミニ授業を実施しております。

なお、オンライン学習試行実施の結果につきましては、次回の委員会で詳しく報告させていただきます。予定としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

新年度になってWi-Fi環境調査をやっているというお話が前回の委員会であったかと思えます。その結果が出ておりましたらご案内ください。

○学校教育課長

本年度のモバイルルータの貸出し件数につきましては、約470件、全体の5%程度となっております。

○江口委員

その5%にお貸しをして、実際に使っている状況の中では、特段問題がないというふうな形なのかどうか、その点はいかがですか。

○学校教育課長

特段問題はないというふうに把握しております。問題は上がってきておりません。

○江口委員

あと、以前の委員会の中でお話しさせていただいたんですけど、このGIGA端末は、市のほうが子どもたちにお貸しして、学習のためにというふうな形でお貸しをするんだけど、実際にその使用状況の中で、そうではない形で使われることもあり得るわけです。そういった使い方がどの程度されているのか、それは、貸した側の責任として、教育委員会として把握すべきだというお話を以前させていただいておりました。その使用状況調査について、年度内には必ず何らかの形でやっていただく必要があると思っておりますが、その点はどうなっておりますか。

○学校教育課長

グーグルの端末のほうの管理ツールで、子どもたちがログインした時間を確認することができますが、これは前回もお答えさせていただきましたが、どのくらい使用したのかまでを確認することができない状況でございます。子どものアカウントでは、学習用タブレット端末の使用状況の画面を開くことができないので、現状ではそのようなチェックをすることができない状況でございます。ただ、使用状況の確認、どのくらい使ったのかということが確認できるようにできないか、現在調査をしているところでございます。

○江口委員

年度内に何らかの形で使用状況の調査をすべきであると思っておりますが、それについてはやっただけですか。

○学校教育課長

年度内には実施をします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

タブレットについては当初、5か年で整備しようということになっておりました。それは経済的な理由もあるかもしれませんが、年度ごとに成果と教訓、課題を明らかにして、改善しながら全体にということではなかったかと思うんですけど、それが、コロナを理由にして一気に広がっているということで、現場も必ずしもスムーズにいったところはないかと思っておりますけれども、この間に事故が発生したことがないかお尋ねします。

○学校教育課長

学習用タブレット端末による重大なトラブル、事故等があったということは聞いておりません。

○川上委員

予測される事故はどういったことが予測されますか。

○学校教育課長

例えば、オンライン英会話等で、現地の講師とレッスンをしている場面がございますが、その講師とやるときに書き込みができるんですが、その書き込みの中に落書き等をしたりとか、あと、もう少し進んだ授業でありますと、今それをできないようにしているんですけど、チャット等を利用して、ほかの子とのやり取りを授業以外でやるというようなことも想定できるかと思います。

○川上委員

例えば、人権の流れに反するような書き込み、成長途上の子どもたちですから、聞きかじったこととか、あるいは授業で習ったようなことを、正確に理解できないで書き込んでしまうというようなことがあり得るわけですが、そうした場合の学校現場の対応の方法とかいうのはどうなっていますか。

○学校教育課長

学校のほうで小さなトラブルは、もしかしたらいろいろあっているのではないかなと思うんですけど、そういった場合には、担任がまず事実確認、状況確認を行いまして、その後、当該児童生徒に対して指導を行う。もちろん管理職等も含めて報告を行うようになると思います。

○川上委員

大人の目から見れば適当ではない書き込みを、子どもが、今言った未熟、成長の途上ですから書く。それが本市のこのICTのシステムの中で、外部に一気に流れ出すとかいうようなことは考えられるわけですか。

○学校教育課長

外部に一気に流れるということはありません。ないと考えます。

○川上委員

そうすると、防止というのはなかなか避けがたい、難しいところがあるけれど、そうした事例が生じたときに、丁寧に対応していくというようなルールづくりが、事前につくっておく必要はあるかもしれませんね。そういうものがなければ、外部団体が教育介入してくる危険性があると思うわけですよ。だから、これは全国的なことかもしれませんが、そうしたものをきちんと、学校の教育の自主性を守り抜くという立場で行ったほうがいいのではないかと、うふうにちょっと思います。教育長どうですか。

○教育部長

各学校における、いわゆるインターネットにおけるリテラシーというふうな話になろうかと思いますが。その部分につきましては、インターネットの特性について、各学校において学活や道徳の時間を利用して、指導を行うなどして、児童生徒が加害者にも、また被害者にもならないように、指導のほうを研修も含めて行っておりますので、そういった観点から、今後ともインターネットのリテラシーについては、十分学習のほうをしていきたいというふうに考えております。

○川上委員

ですから、そのような対応ができる形にしておかないと、担任のあるいは個々の学校任せということになってくると、容易に教育介入が行われる危険があるので、やはり教育の自主性、学校の自主性を守り抜くという努力をやっておく必要があるのではないかと。また、学校内部で外部団体の介入を受けて行動するようなことがないように、学校内部でもやはり気をつけて

おく必要がある。ICT、インターネットということになってくると、これまでとまた違った規模とスピードがあらうと思うので、特に注意が必要だというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。